

山都町  
第4期障害者基本計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画

誰もが地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現



熊本県山都町  
令和6年3月



## はじめに



本町では、平成30年3月に策定された第3期障害者基本計画及び令和3年3月に策定した第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に基づき、「みんなの笑顔が 地域にあふれる 明るいまち」を基本理念に、障がい者福祉の向上に邁進してきました。

その間、国においては、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び令和4年6月に「児童福祉法」、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正を行い、障害福祉政策の機能強化を図りつつ、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者及び障がい児が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できよう支援するため、「第5次障害者基本計画」が策定されました。

このような状況を踏まえ、本町では、前計画の継承を図りながら「誰もが地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現」を基本理念とした「山都町第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定しました。

今後、本計画に基づき、地域の皆さまをはじめ、関係団体や民間企業等のお力添えをいただきながら、基本理念や基本目標を達成できるよう、事業を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました「山都町保健福祉総合計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきましたすべての皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

令和6年3月  
山都町長 梅田 穰

# 目次

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 第1部 総論.....                   | 1  |
| 第1章 計画の作成にあたって .....          | 2  |
| 1. 計画策定の背景 .....              | 2  |
| 2. 計画の位置づけと法的根拠 .....         | 3  |
| 3. 計画期間.....                  | 3  |
| 4. 計画の対象者.....                | 4  |
| 5. 計画の策定体制 .....              | 4  |
| 6. 障害福祉に関する法律・制度等の動向.....     | 5  |
| 第2章 障がい者を取り巻く現状 .....         | 7  |
| 1. 人口と障がい者数 .....             | 7  |
| 2. 身体障がい者の現状 .....            | 9  |
| 3. 知的障がい者の現状 .....            | 11 |
| 4. 精神障がい者の現状 .....            | 12 |
| 5. 障がい児の現状 .....              | 13 |
| 第3章 アンケート調査結果からみる課題 .....     | 14 |
| 1. 実態調査の実施概要 .....            | 14 |
| 2. 障がいのある方へのアンケート調査結果.....    | 15 |
| 3. 事業所ヒアリングの結果 .....          | 27 |
| 第2部 障害者基本計画.....              | 29 |
| 第1章 計画の基本構想.....              | 30 |
| 1. 基本理念.....                  | 30 |
| 2. 施策体系.....                  | 30 |
| 3. 基本目標.....                  | 31 |
| 第2章 各施策の方向性.....              | 34 |
| 基本目標1 障害への理解の促進（啓発・広報） .....  | 34 |
| 基本目標2 生活支援の充実 .....           | 36 |
| 基本目標3 社会参加の促進 .....           | 38 |
| 基本目標4 障がい児等に対する支援体制の充実 .....  | 41 |
| 基本目標5 保健・医療の充実 .....          | 44 |
| 基本目標6 生活環境の設備 .....           | 47 |
| 基本目標7 情報・コミュニケーション支援の充実 ..... | 50 |

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画 .....                   | 51 |
| 第1章 成果目標と活動指標の設定 .....                     | 52 |
| 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....                  | 52 |
| 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....            | 53 |
| 3. 地域生活支援の充実 .....                         | 54 |
| 4. 福祉施設から一般就労への移行等.....                    | 55 |
| 5. 障がい児支援の提供体制の整備等.....                    | 56 |
| 6. 相談支援体制の充実・強化等.....                      | 57 |
| 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築 ..... | 58 |
| 第2章 障害福祉サービスの見込量と確保方策 .....                | 59 |
| 1. 指定障害福祉サービス・相談支援見込み.....                 | 60 |
| 2. 障害児通所支援等の見込み（障害児福祉計画） .....             | 67 |
| 3. 地域生活支援事業 .....                          | 69 |
| 第3章 計画の推進に向けて .....                        | 75 |
| 1. 計画推進のために .....                          | 75 |
| 2. 計画の進行管理・評価 .....                        | 76 |
| 第4部 資料編 .....                              | 77 |
| 1. 山都町保健福祉総合計画策定委員名簿.....                  | 78 |
| 2. 用語集.....                                | 79 |



---

# 第1部 総論

---

# 第1章 計画の作成にあたって

## 1. 計画策定の背景

我が国では、すべての国民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、障がい者及び障がい児等の自立・社会参加を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び令和4年6月に「児童福祉法の一部を改正する法律」、令和4年12月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定が行われ、令和6年4月に施行されます。

また、令和5年3月には、共生社会の実現に向け、障がい者及び障がい児等が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するために、①障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保、②共生社会の実現に資する取り組みの推進、③当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援、④障害特性等に配慮したきめ細かい支援、⑤障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進、⑥PDCA サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進の各分野に共通する横断的6つの視点で「第5次障害者基本計画」が策定されました。

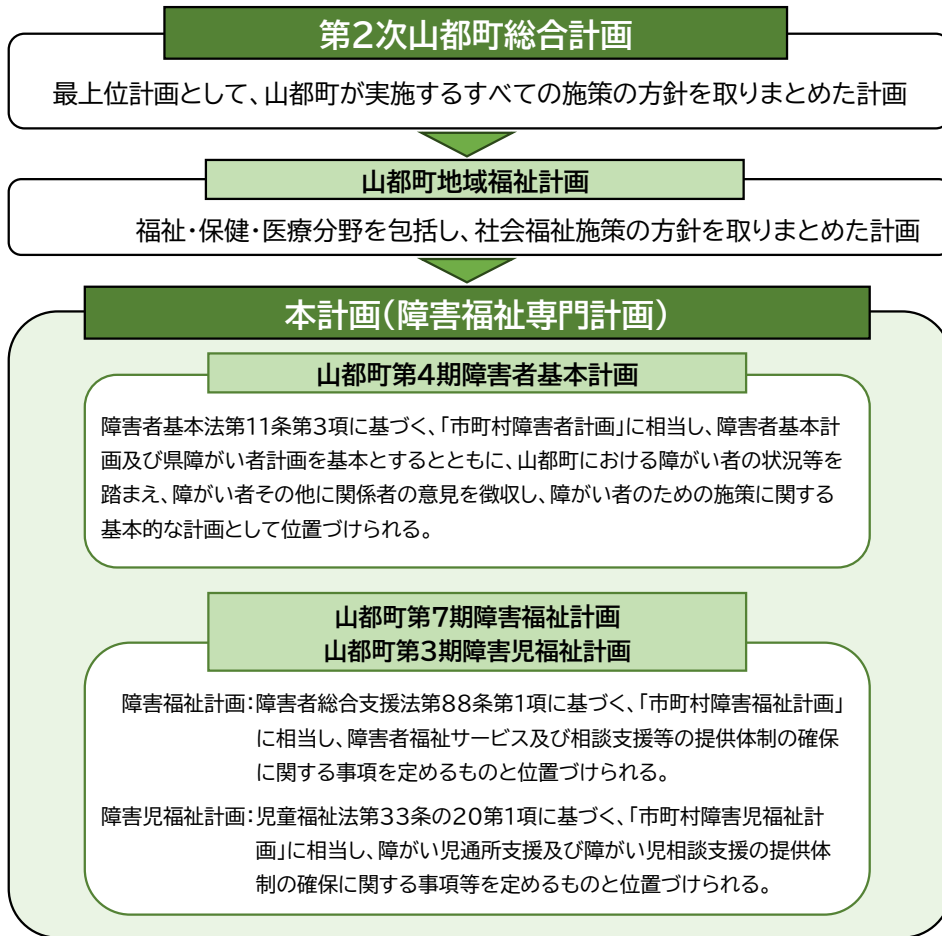
さらに、このような障がい者及び障がい児等にかかわる法改正を踏まえ、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」の基本指針を見直しており、主なポイントとして、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、障がい者等に対する虐待の防止、「地域共生社会」の実現に向けた取り組み、よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定、障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進、障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化等、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築等を示しています。

本町においてはこれまで、平成30年3月に「山都町第3期障害者基本計画」を策定し、障がい者及び障がい児等に対し一貫した施策の推進を図ってきました。また、令和3年3月には、「山都町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供に関わる取り組みを行ってきました。

今後も、障害者基本法をはじめあらゆる関係法令に基づき、より一層、障害者福祉施策を充実させるために、各計画の見直しを図り、新たに「山都町第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。



## 2. 計画の位置づけと法的根拠



## 3. 計画期間

障害者計画は、本町の障害者福祉の大きな方向性を示すものです。よって、「山都町第4期障害者基本計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間で計画期間とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針により、計画期間が定められています。よって、「山都町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で計画期間とします。

| 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023)                | 令和6年度<br>(2024)                | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和9年度<br>(2027)                    | 令和10年度<br>(2028) | 令和11年度<br>(2029) |
|-----------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------|-----------------|------------------------------------|------------------|------------------|
|                 | 山都町<br>第3期障害者基本計画              | 山都町第4期障害者基本計画                  |                 |                 |                                    |                  |                  |
|                 | 山都町<br>第6期障害福祉計画<br>第2期障害児福祉計画 | 山都町<br>第7期障害福祉計画<br>第3期障害児福祉計画 |                 |                 | (予定)山都町<br>第8期障害福祉計画<br>第4期障害児福祉計画 |                  |                  |

## 4. 計画の対象者

本計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、その他心身の機能に障害があって、障害及び社会的障壁により日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

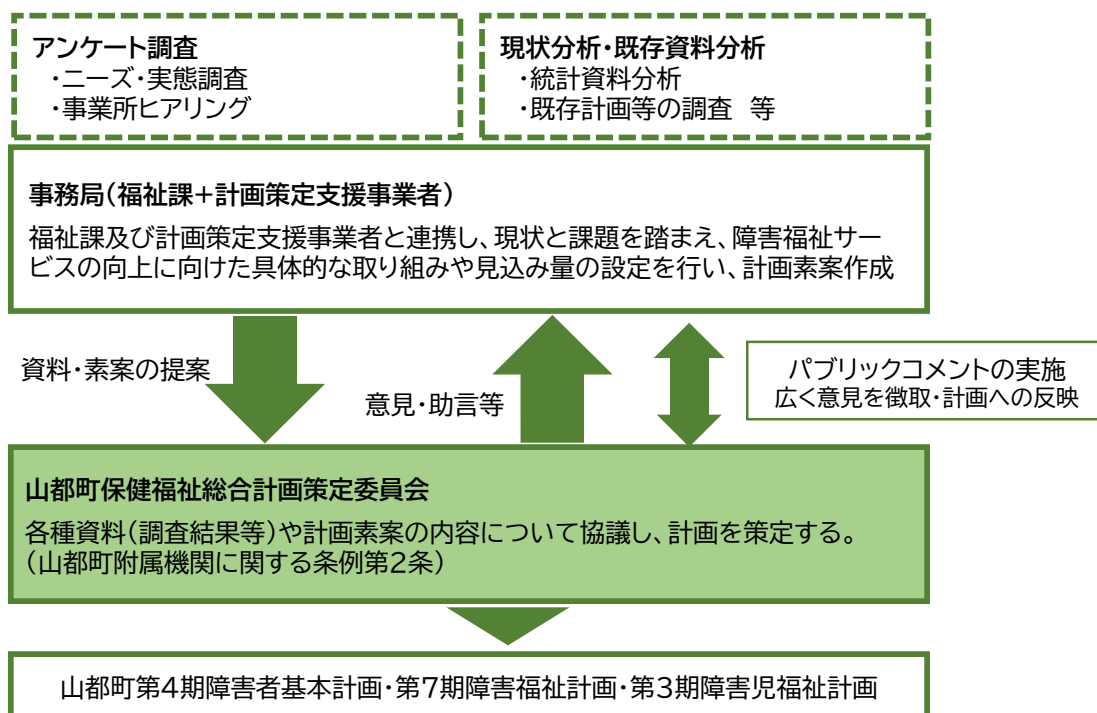
なお、計画書中では、計画の対象者を「障がい者及び障がい児等、障がい者等、障がい児等」と表記します。

## 5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障がい者及び障がい児等を取り巻く環境を把握し、計画に反映させるため、障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査及び町内の福祉施設等にも事業者ヒアリングを実施しました。

また、障がい者団体代表、学識経験者、保健・福祉・医療関係者等で構成する「山都町保健福祉総合計画策定委員会」を設置し、計画の審議を行いました。

さらに、広く意見を徴取し、計画への反映を行うため、パブリックコメントも実施しました。



## 6. 障害福祉に関する法律・制度等の動向

### (1) 計画策定に関する動向

| 障害者基本計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 障害福祉計画                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>障害者基本法の改正(平成23年8月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○目的と理念の改正・強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的人権の尊重</li> <li>・障がい者・障害の定義の見直し</li> <li>・地域における共生社会の実現</li> </ul> </li> <li>○差別の禁止</li> <li>○個別分野の追加と既存分野の強化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・療育、防災及び防犯、消費者としての障がい者の保護、選挙等における配慮等</li> </ul> </li> </ul> | <p><b>障害者総合支援法の施行(平成25年4月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者の定義に難病患者を追加</li> <li>○重度訪問介護の対象に知的・精神障害により行動障がいのある人を追加</li> <li>○共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化</li> <li>○障害程度区分を障害支援区分に見直し</li> </ul> <p><b>障害者総合支援法の改正(令和6年4月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者等の地域生活の支援体制の充実</li> <li>○障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進</li> <li>○データベース(DB)に関する規定の整備</li> </ul>    |
| <p><b>第5次障害者基本計画の策定(令和5年3月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</li> <li>○安全・安心な生活環境の整備</li> <li>○情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>○防災・防犯等の推進</li> <li>○行政等における配慮の充実</li> <li>○保健・医療の推進</li> <li>○自立した生活の支援・意思決定の推進</li> <li>○教育の振興</li> <li>○雇用・就業、経済的自立の支援</li> <li>○文化芸術活動・スポーツ等の振興</li> <li>○国際社会での協力・連携の推進</li> </ul>                | <p><b>基本指針の改正(令和5年5月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</li> <li>○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>○福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>○地域における相談支援体制の充実強化</li> <li>○障がい者等に対する虐待の防止</li> <li>○「地域共生社会」の実現に向けた取り組み</li> <li>○障害福祉サービスの質の確保</li> <li>○障害福祉人材の確保・定着</li> <li>○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害福祉計画の策定</li> <li>○障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進</li> <li>○障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</li> </ul> |

| 障害児福祉計画                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>児童福祉法の改正(令和6年4月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化</li> <li>・児童発達支援の類型(福祉型、医療型)の一元化</li> </ul> </li> </ul> |
| <p><b>基本指針の改正(令和5年5月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>○発達障がい者等支援の一層の充実</li> <li>○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害児福祉計画の策定</li> </ul>                                                                        |

## (2) その他の障害福祉に関する動向

| 法律・政策                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>障害者虐待防止法の施行(平成24年10月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者虐待の防止と虐待の早期発見・対応と再発防止等の取り組みを規定</li> </ul>                                                                                                                                            |
| <p><b>障害者差別解消法の施行(平成28年4月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者基本法に定めた「差別の禁止」の規定を具体化</li> <li>○国・地方自治体による「合理的配慮」の義務化</li> </ul>                                                                                                                       |
| <p><b>障害者差別解消法の改正(令和6年4月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間事業者による「合理的配慮」の義務化</li> </ul>                                                                                                                                                             |
| <p><b>発達障害者支援法の改正(平成28年8月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的障壁の除去等、発達障がい者への支援に係る基本理念の新設</li> <li>○国・地方公自治体の責務の追加(相談体制の整備)</li> <li>○教育・情報共有・就労・地域生活・権利擁護・司法手続・家族に関する支援の規定</li> <li>○発達障害者支援地域協議会の設置、発達障害者支援センターの増設</li> <li>○普及啓発に関する規定</li> </ul> |
| <p><b>障害者文化芸術活動推進法の施行(平成30年6月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進</li> </ul>                                                                                                                                           |
| <p><b>ユニバーサル社会実現推進法の施行(平成30年12月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○年齢、性別、障害、文化等の違いに関わりなく誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる「ユニバーサル社会」の実現を目指す</li> </ul>                                                                                 |
| <p><b>読書バリアフリー法の施行(令和元年6月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指す</li> <li>○視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進</li> </ul>                                                                                            |

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 人口と障がい者数

本町の各障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者1,043人、療育手帳所持者295人、精神障害者保健福祉手帳所持者155人となっており、町民の総人口13,466人に対して、障害者手帳所持者の割合は11.1%となっています。

○人口と障害者手帳所持者数の推移 (人)

|                 | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-----------------|--------|--------|--------|
| 総人口             | 14,245 | 13,806 | 13,466 |
| 身体障害者手帳所持者数     | 1,082  | 1,059  | 1,043  |
| 療育手帳所持者数        | 291    | 293    | 295    |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 147    | 150    | 155    |

各年4月1日時点

#### 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳。重度の人から順に1級～7級に区分され、さらに障害内容により視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、または、そしゃく機能の障害、肢体不自由、内臓（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう、または、直腸・小腸・肝臓・免疫）の機能障害に区別される。

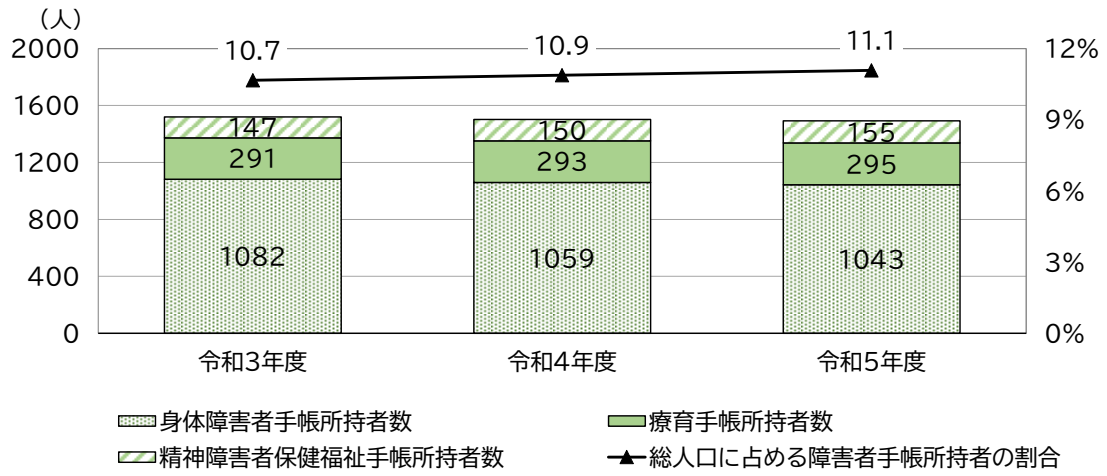
#### 療育手帳

知的障がいのある人に発行される手帳。障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態に該当すると認められた場合に交付されるもの。重度の人から順に A1 判定、A2 判定、B1 判定、B2 判定に区分される。

#### 精神障害者保健福祉手帳

統合失調症・そううつ病・非定型精神病・てんかん・中毒性精神病・器質性精神病及びその他の精神疾患を有し、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると認められた場合に交付されるもので、重度の人から順に1級、2級、3級に区分される。

図表1:総人口と障害者手帳所持者数の推移



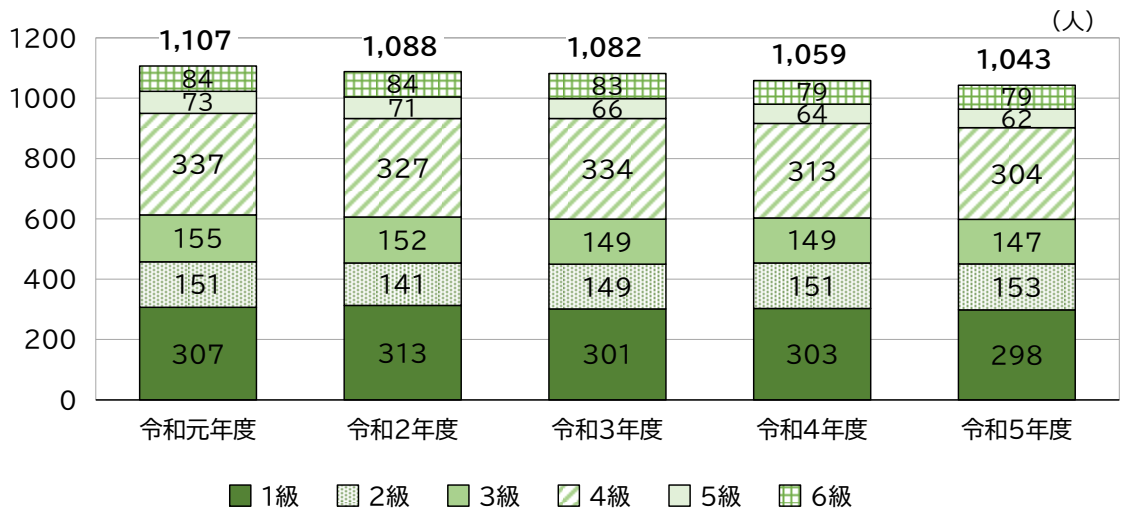
## 2. 身体障がい者の現状

身体障害者手帳所持者の状況は、令和5年度には1,043人となり、年々減少傾向となっています。

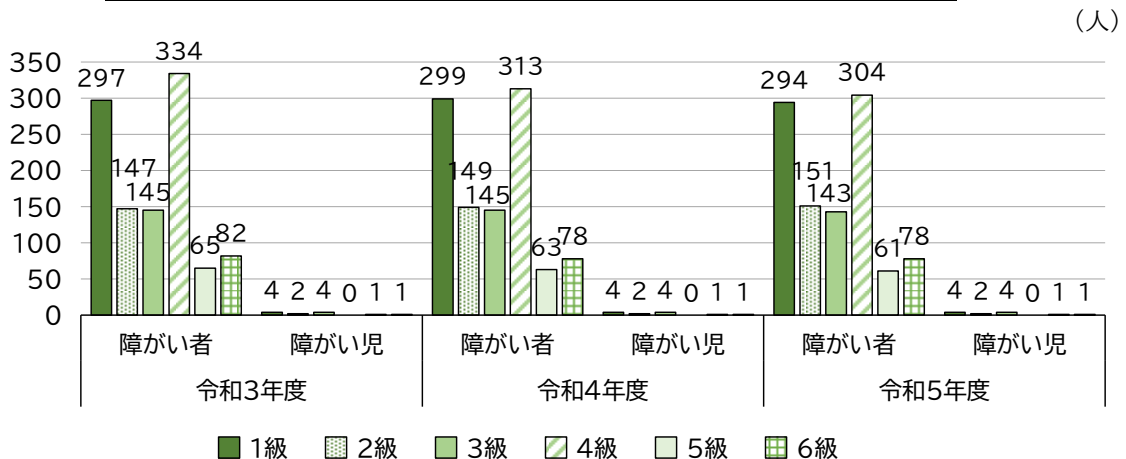
○身体障害者手帳所持者数の推移(等級別) (人)

|    | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
|    | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 |
| 1級 | 297   | 4    | 299   | 4    | 294   | 4    |
| 2級 | 147   | 2    | 149   | 2    | 151   | 2    |
| 3級 | 145   | 4    | 145   | 4    | 143   | 4    |
| 4級 | 334   | 0    | 313   | 0    | 304   | 0    |
| 5級 | 65    | 1    | 63    | 1    | 61    | 1    |
| 6級 | 82    | 1    | 78    | 1    | 78    | 1    |
| 合計 | 1,070 | 12   | 1,047 | 12   | 1,031 | 12   |

図表2: 身体障害者手帳所持者(等級別)の推移



図表3: 身体障害者手帳所持者(等級別、障がい者・障がい児別)の推移

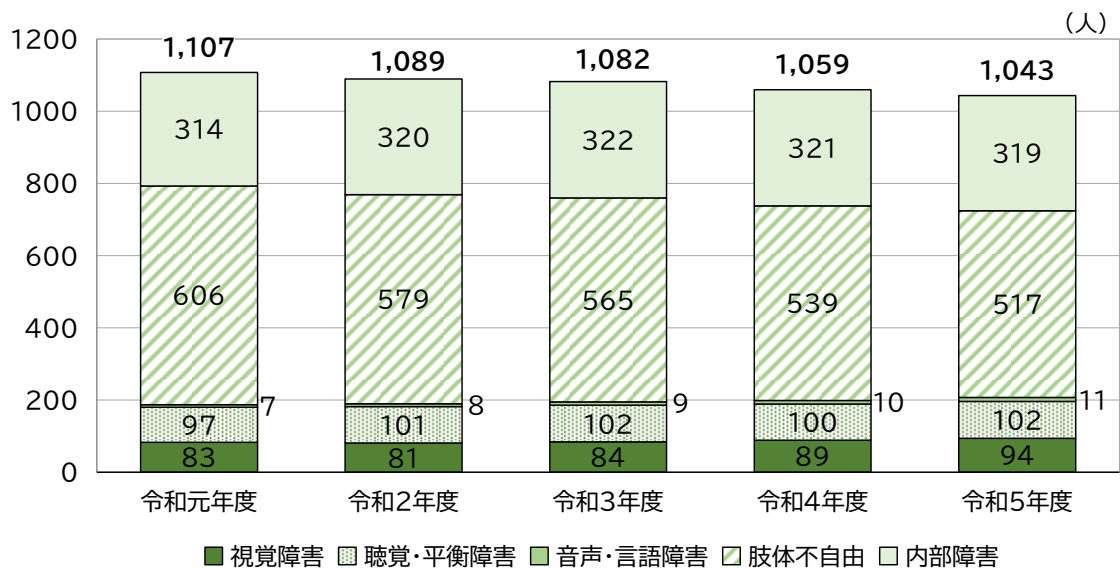


障害種別にみると、肢体不自由が多く、全体の約半数を占めており、次いで内部障害が続いています。

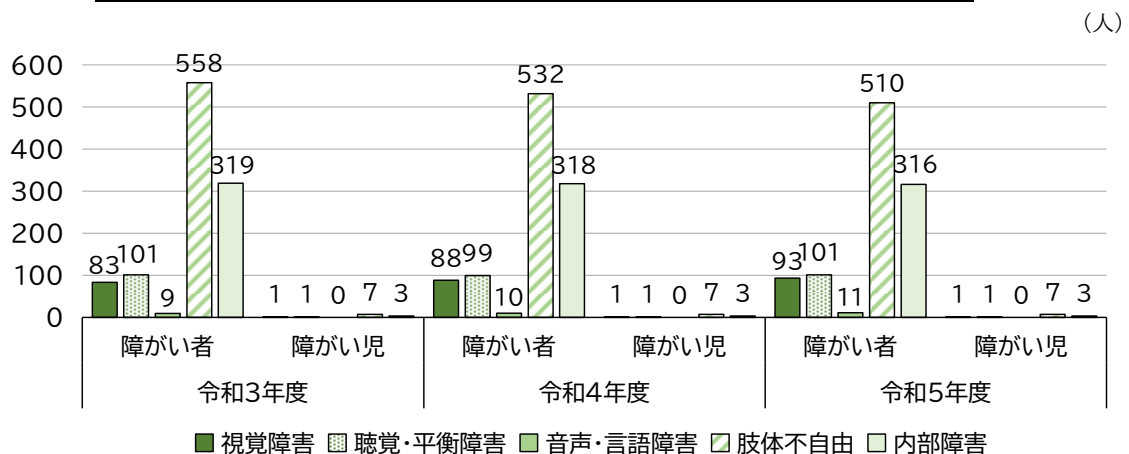
○身体障害者手帳所持者数の推移(障害種別) (人)

|         | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      |
|---------|-------|------|-------|------|-------|------|
|         | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 |
| 視覚障害    | 83    | 1    | 88    | 1    | 93    | 1    |
| 聴覚・平衡障害 | 101   | 1    | 99    | 1    | 101   | 1    |
| 音声言語障害  | 9     | 0    | 10    | 0    | 11    | 0    |
| 肢体不自由   | 558   | 7    | 532   | 7    | 510   | 7    |
| 内部障害    | 319   | 3    | 318   | 3    | 316   | 3    |
| 合計      | 1070  | 12   | 1,047 | 12   | 1,031 | 12   |

図表4: 身体障害者手帳所持者(障害種別)の推移



図表5: 身体障害者手帳所持者(障害種別、障がい者・障がい児別)の推移





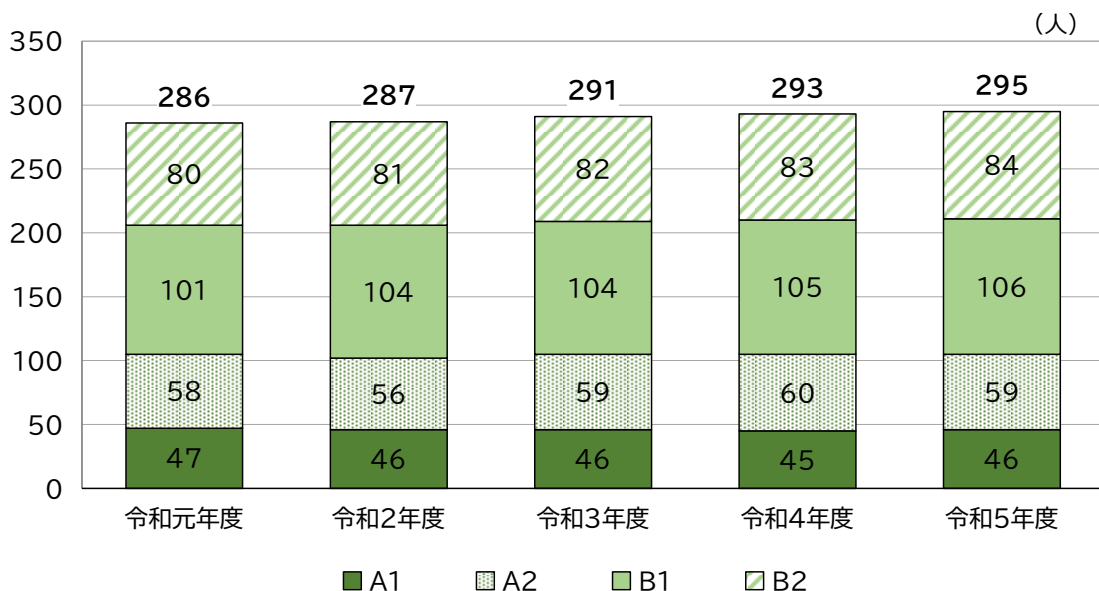
### 3. 知的障がい者の現状

知的障がい者(療育手帳所持者)は微増傾向で推移しており、令和5年度は障がい者が265人、障がい児が30人、合計で295人となっています。

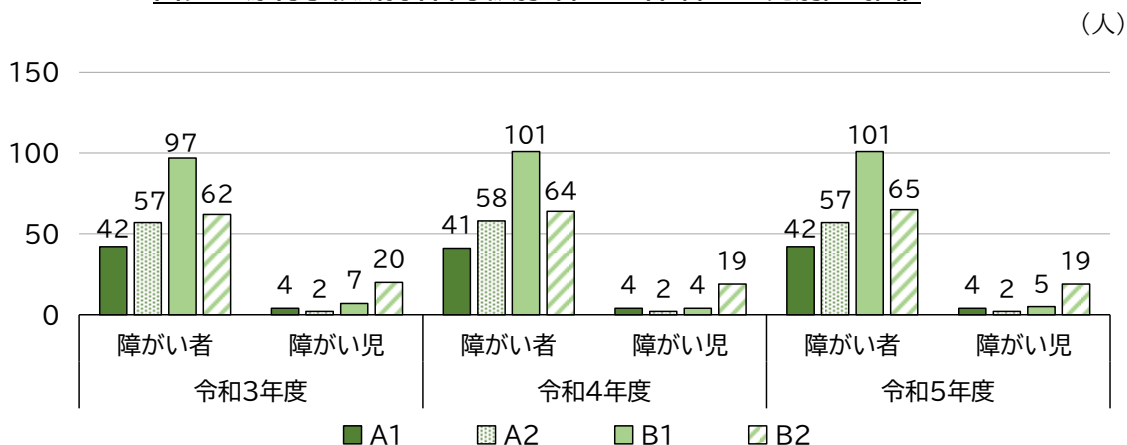
○療育手帳所持者数の推移(等級別) (人)

|    | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
|    | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 |
| A1 | 42    | 4    | 41    | 4    | 42    | 4    |
| A2 | 57    | 2    | 58    | 2    | 57    | 2    |
| B1 | 97    | 7    | 101   | 4    | 101   | 5    |
| B2 | 62    | 20   | 64    | 19   | 65    | 19   |
| 合計 | 258   | 33   | 264   | 29   | 265   | 30   |

図表6:療育手帳所持者(等級別)の推移



図表7:療育手帳所持者(等級別、障がい者・障がい児別)の推移



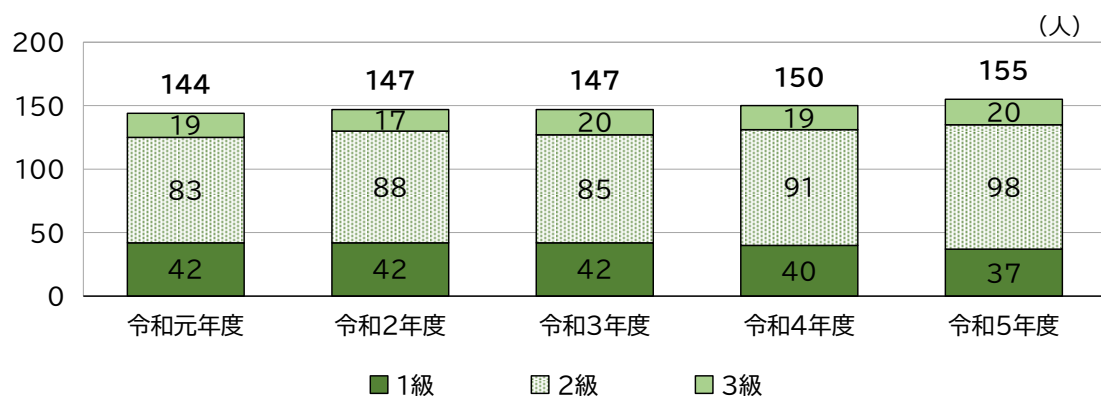
#### 4. 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向で推移しています。

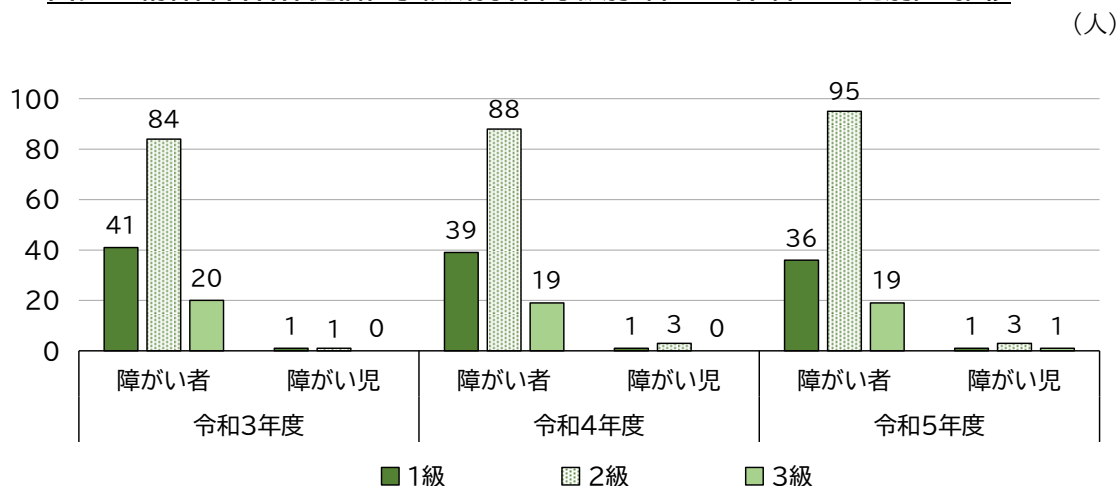
○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別) (人)

|    | 令和3年度 |      | 令和4年度 |      | 令和5年度 |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
|    | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 | 障がい者  | 障がい児 |
| 1級 | 41    | 1    | 39    | 1    | 36    | 1    |
| 2級 | 84    | 1    | 88    | 3    | 95    | 3    |
| 3級 | 20    | 0    | 19    | 0    | 19    | 1    |
| 合計 | 145   | 2    | 146   | 4    | 150   | 5    |

図表8:精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別)の推移



図表9:精神障害者保健福祉手帳所持者(等級別、障がい者・障がい児別)の推移



## 5. 障がい児の現状

本町の障がい児の就学状況については次のとおりとなっています。特別支援学級の児童・生徒数は、令和3年度以降、微増傾向にあります。

**図表10:特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移**

(人)

|     |     | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 小学校 | 学級数 | 8     | 9     | 10    | 9     | 8     |
|     | 児童数 | 19    | 16    | 20    | 25    | 25    |
| 中学校 | 学級数 | 5     | 6     | 6     | 6     | 6     |
|     | 生徒数 | 8     | 18    | 14    | 15    | 18    |

**図表11:障がい児保育の実施状況(保育所、認定こども園との合算)**

(人)

|       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 入所児童数 | 0     | 2     | 1     | 0     | 2     |

## 第3章 アンケート調査結果からみる課題

### 1. 実態調査の実施概要

令和5年7月から8月にかけて障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)を持つ方々の意見を把握するためアンケート調査を実施するとともに障害福祉施設等へのヒアリングも実施しました。

#### (1) 実施対象

| 区分                         | 調査対象                        | 対象者  | 調査目的                                                               |
|----------------------------|-----------------------------|------|--------------------------------------------------------------------|
| 障がいのある方<br>(18歳以上)         | 18歳以上で障害者<br>手帳を持つ方         | 471名 | 障がいのある方の現在の生活実態<br>の把握、障害福祉サービス等の利用<br>状況、意向、施策に関する意見を把<br>握するため   |
| 障がいのある方<br>(18歳未満)         | 18歳未満で障害者手<br>帳を持つ方の<br>保護者 | 29名  | 障がいのある子どもの現在の生活実<br>態の把握、障害福祉サービス等の利<br>用状況、意向、施策に関する意見を<br>把握するため |
| 障害福祉サービ<br>ス事業所<br>(ヒアリング) | 町内で障害福祉サー<br>ビスを実施する事業<br>所 | 8事業所 | サービスの提供をしている事業所の<br>運営状況、課題、意向等について把<br>握するため                      |

#### (2) 実施方法

障がいのある方へのアンケート調査: 郵送による配布・回収

障害福祉サービス事業所: 事業所訪問によるヒアリング(一部郵送によるアンケート)

#### (3) 配布・回収(障がいのある方へのアンケート調査)

##### ① 配布数

18歳以上: 471件

18歳未満: 29件(保護者へ送付) 計500件

##### ② 有効回収数

18歳以上: 191件

18歳未満: 16件(保護者へ送付) 計207件

##### ③ 有効回収率

18歳以上: 40.6%

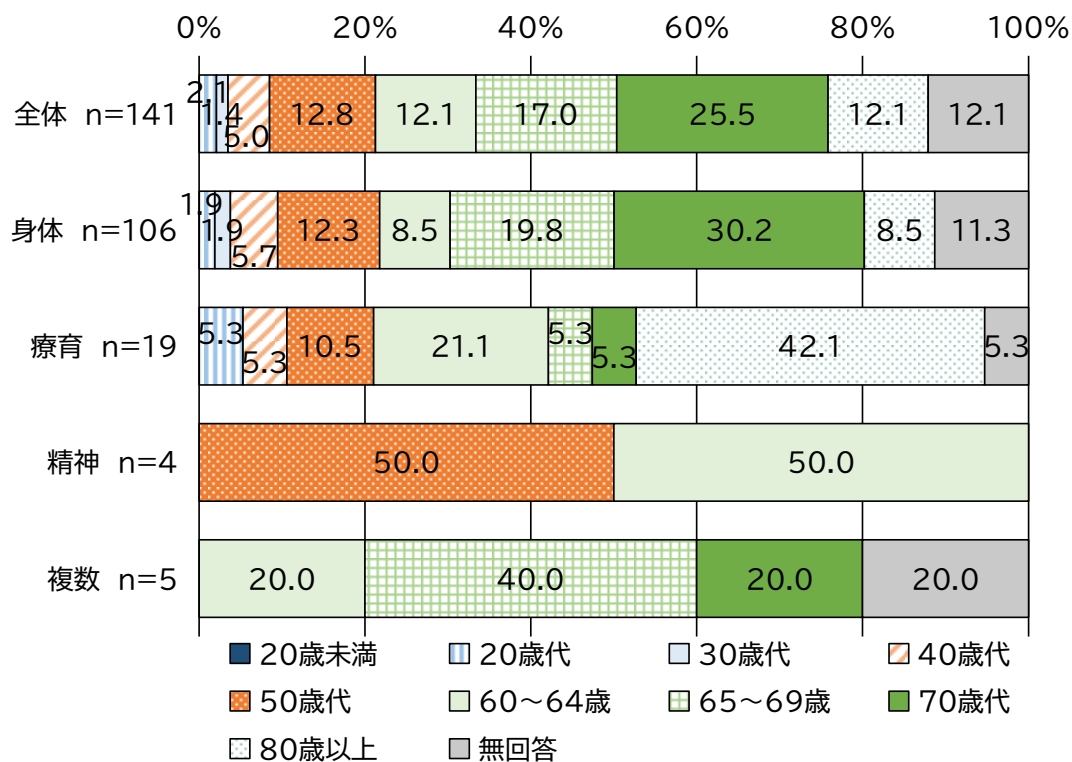
18歳未満: 55.2%

## 2. 障がいのある方へのアンケート調査結果

### (1) 日常生活の介助について

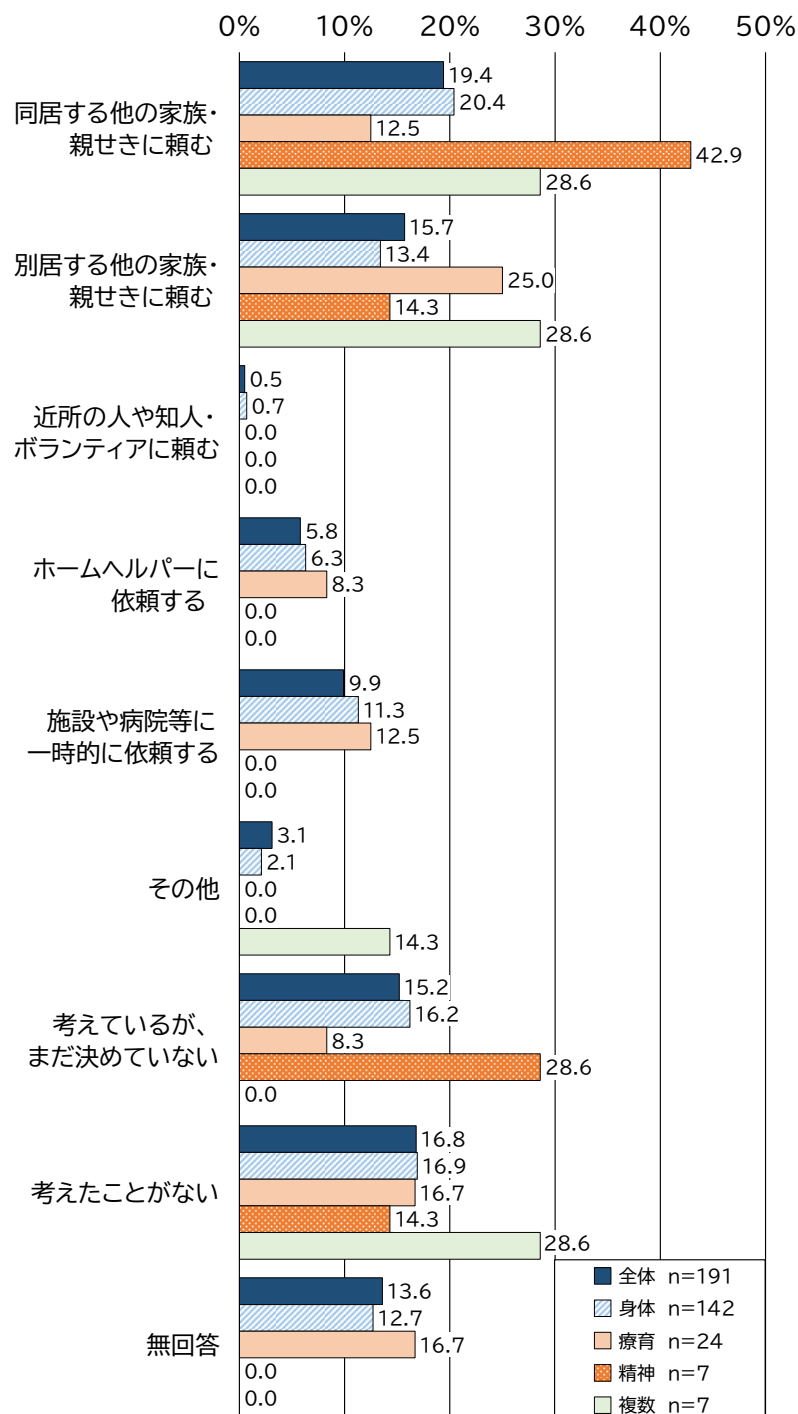
- 介助者の年齢を全体で見ると、「70歳代」が25.5%で最も割合が高く、次いで「65～69歳」が17.0%、「50歳代」が12.8%となっています。
- 手帳別にみると、身体障害者手帳の方は「70歳代」(30.2%)、療育手帳の方は「80歳以上」(42.1%)、精神障害者保健福祉手帳の方は「50歳代」・「60～64歳」(50.0%)の割合が最も高くなっています。
- 全体的に介助者の高齢化が進んでおり、負担軽減のための介助者への支援が必要になります。

図表12:介助者の年齢(18歳以上)



- 介助者が急病や事故等のため、一時的に介助等ができなくなった場合の対処法については、「同居する家族・親せきに頼む」が19.4%で最も割合が高く、次いで「考えたことがない」が16.8%、「別居する他の家族・親せきに頼む」が15.7%、「考えているが、まだ決めていない」が15.2%、「施設や病院等に一時的に依頼する」が9.9%となっています。
- 「考えたことがない」・「考えているが、まだ決めていない」等の回答も多いことから、今後、一時的に介助者がいなくなる状況を踏まえた体制整備の検討が必要になります。

**図表13:介助者が一時的に介助できなくなった場合の対処(18歳以上)**

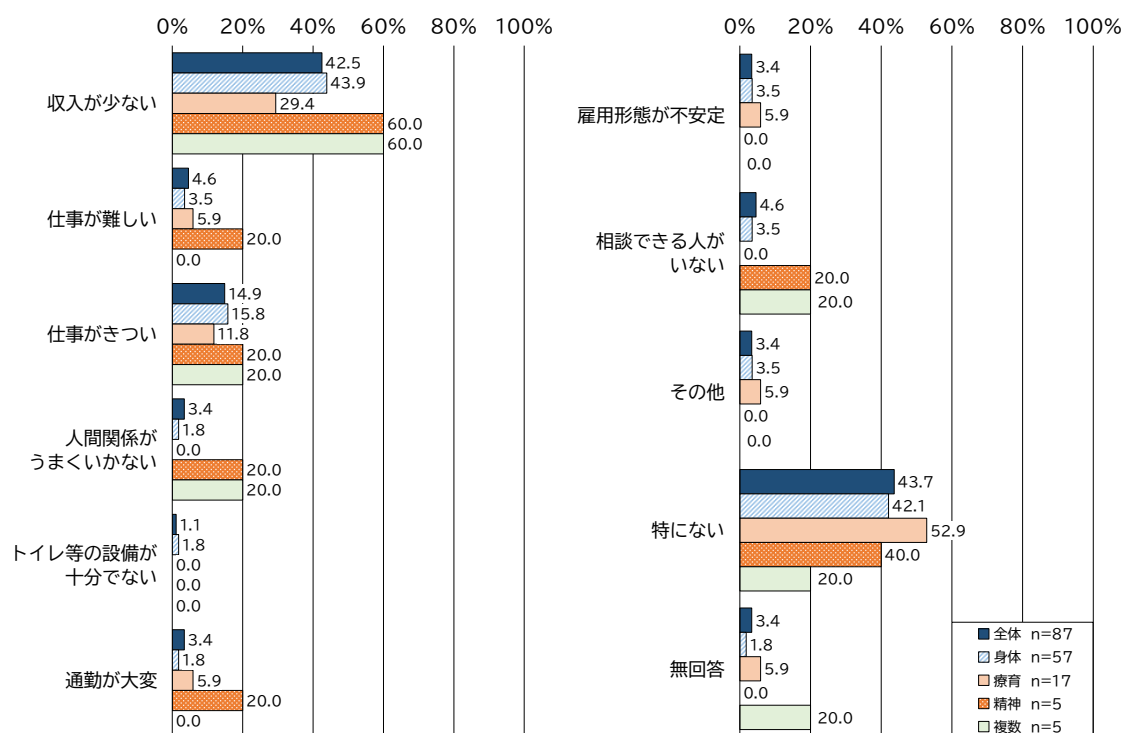


## (2) 就労について

○仕事をする上での不安事項は、「特にない」が43.7%で最も高く、次いで「収入が少ない」が42.5%、「仕事がつい」が14.9%となっています。

○手帳別にみると、身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳の方は「収入が少ない」(身体:43.9%、精神:60.0%)、療育手帳の方は、「特にない」(52.9%)の割合が最も高くなっていることから、就労移行支援や就労継続支援等の福祉サービスの利用促進を図るとともに企業等に対し障がい者雇用の理解を深めていくための普及啓発を実施する必要があります。

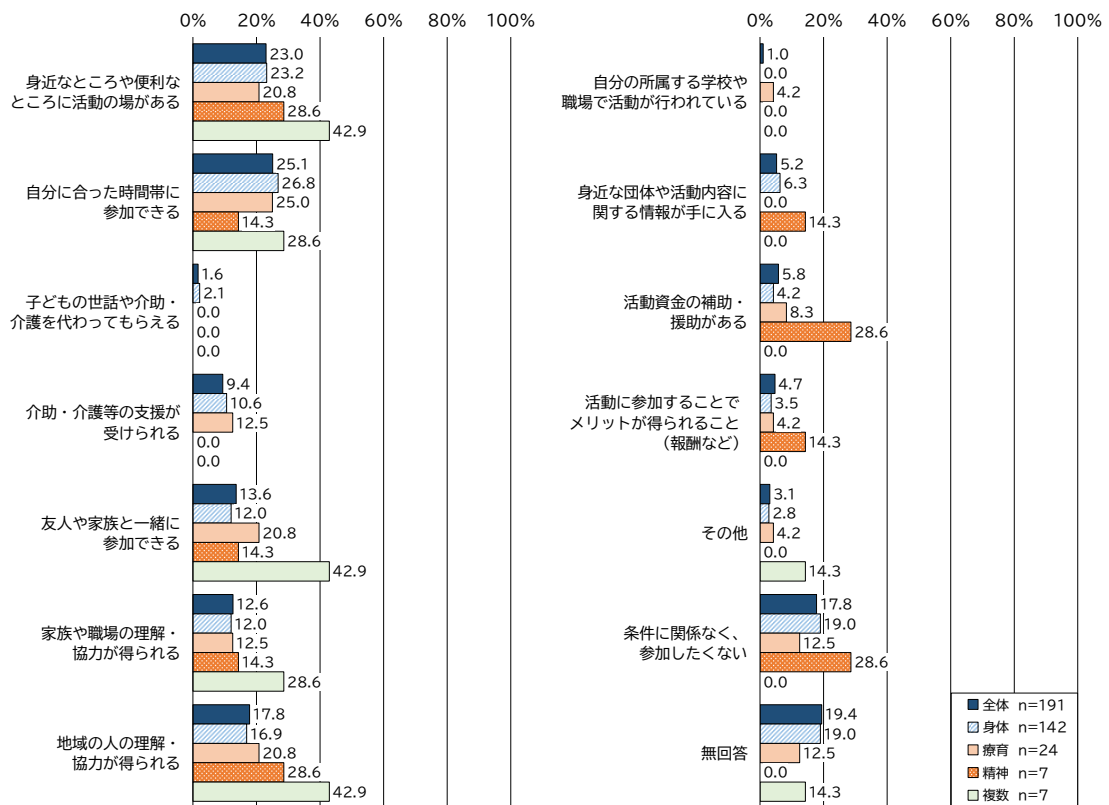
図表14:仕事をする上での不安(18歳以上)



### (3) 社会参加について

- 住んでいる地域で活動をする際に必要な環境や条件については、「自分に合った時間帯に参加できる」が25.1%で最も高く、次いで「身近なところや便利なところに活動の場がある」が23.0%、「地域の人の理解・協力が得られる」・「条件に関係なく、参加したくない」がともに17.8%となっています。
- 手帳別にみると、身体障害者手帳と療育手帳の方は「自分に合った時間帯に参加できる」(身体:26.8%、療育:25.0%)、精神障害者保健福祉手帳の方は、「身近なところや便利なところに活動の場がある」・「地域の人の理解・協力が得られる」・「活動資金の補助・援助がある」・「条件に関係なく、参加したくない」(28.6%)の割合が最も高くなっています。
- 障がい者及び障がい児等の社会参加を促進するため、外出・移動支援等の障害福祉サービスを充実させるとともに地域に対し障害に関する正しい知識を周知啓発し、社会に参加しやすい環境づくりが必要となります。

図表15:住んでいる地域で活動する際に必要な環境や条件(18歳以上)

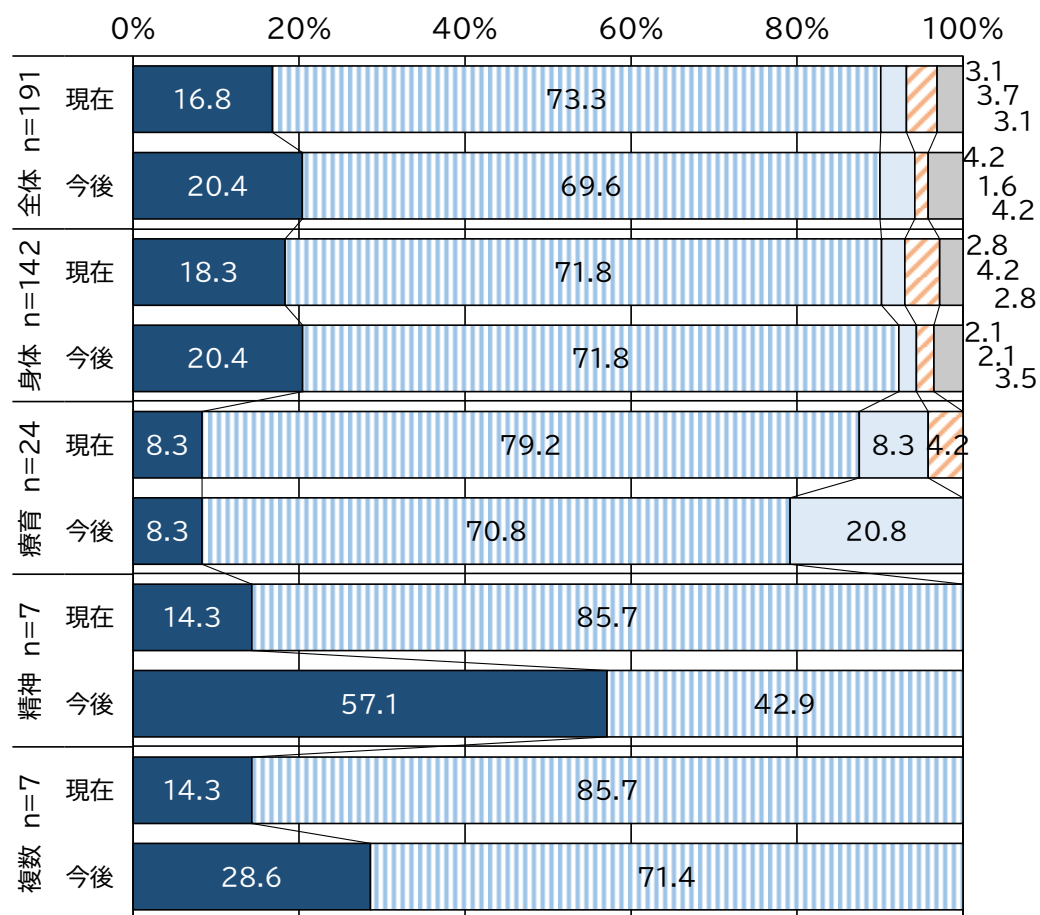




#### (4) 暮らしの状況・地域生活への移行について

- 現在一緒に暮らしている人と、今後3年以内に一緒に暮らしたい人を比較すると、全体では今後3年以内に「ひとりで暮らしたい」・「福祉施設やグループホーム等で暮らしたい」と希望する人が多くなっています。
- 手帳別にみると、療育手帳の方では、今後3年以内に「福祉施設やグループホーム等で暮らしたい」と希望する人が多く、精神障害者保健福祉手帳の方は、今後3年以内に「ひとりで暮らしたい」と希望する人が多くなっています。
- 精神障がい者をはじめ障がいを持つ方が安心して地域で暮らせるよう地域生活移行支援等の充実が必要になります。

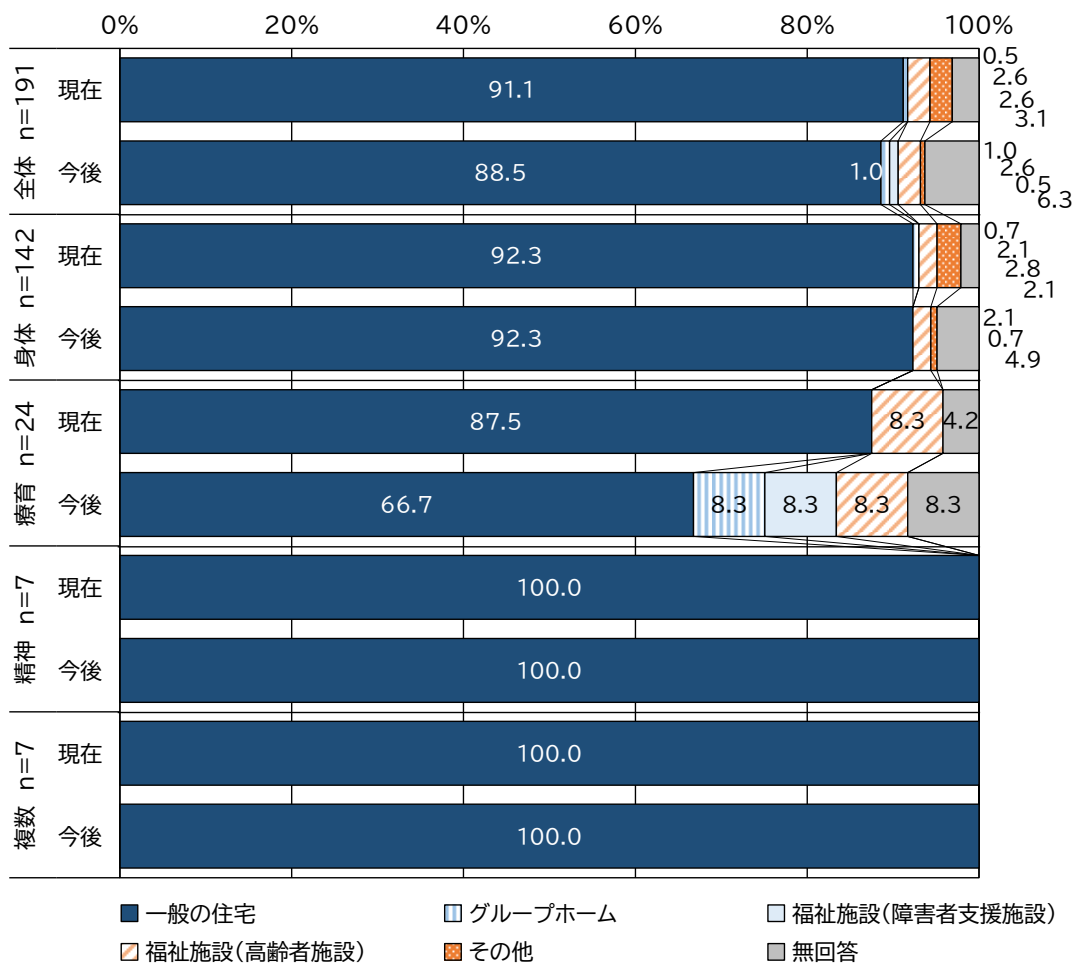
図表16:現在暮らしている人と今後3年以内に一緒に暮らしたい人(18歳以上)



- ひとりで暮らしている(自宅)/たい
- 家族と暮らしている/たい
- 福祉施設やグループホーム等で暮らしている/たい
- その他
- 無回答

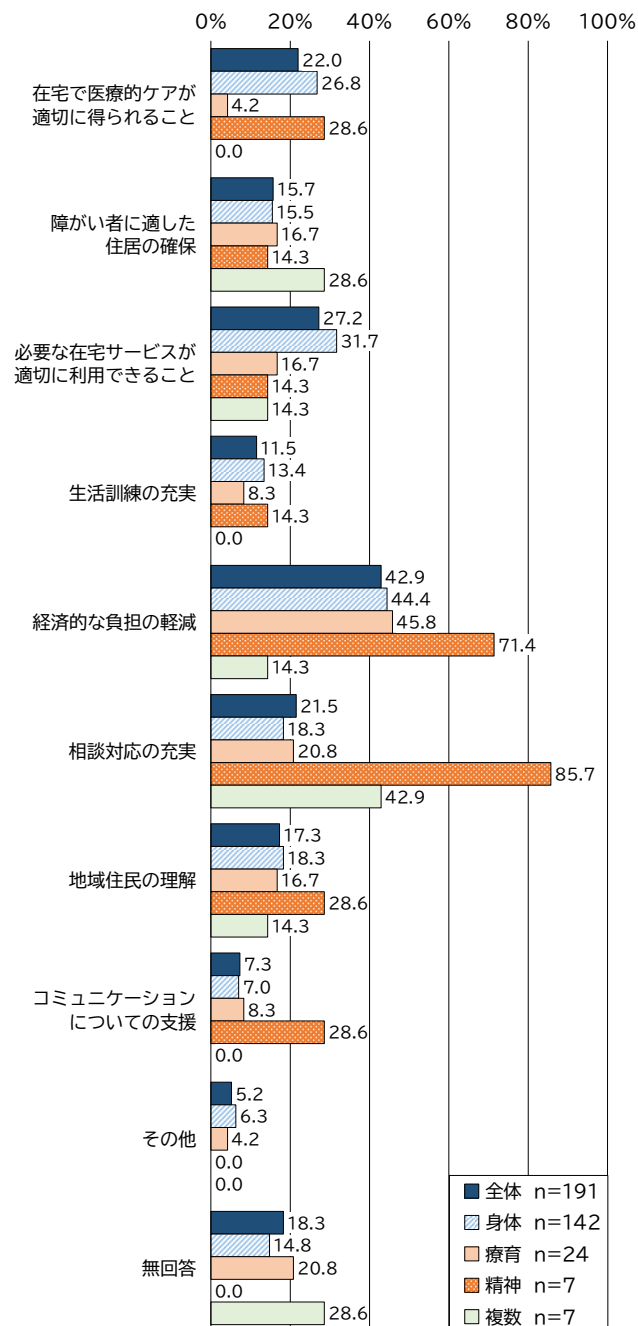
- 現在一緒に暮らしている場所と、今後3年以内に暮らしたい場所を比較すると、全体では今後3年以内に「グループホーム」・「福祉施設(障害者支援施設)」で暮らしたいと希望する人が多くなっています。
- 手帳別に見ると、療育手帳の方では、3年以内に「グループホーム」・「福祉施設(障害者支援施設)」で暮らしたいと希望する人が多くなっています。今後、国の方針を踏まえつつ、地域実情等を加味し、ニーズに対応できる体制づくりが必要になります。

**図表17:現在暮らしている場所と今後3年以内に暮らしたい場所(18歳以上)**



- 地域で生活するために必要な支援をみると、障がい者(18歳以上)では、「経済的な負担の軽減」が42.9%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が27.2%、「在宅で医療的ケアが適切に得られること」が22.0%となっています。
- 手帳別にみると、身体障害者手帳と療育手帳の方は「経済的な負担の軽減」(身体:44.4%、療育:45.8%)が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳の方は「相談対応の充実」が85.7%となっており、他の手帳所持者に比べ高くなっています。
- 障害を持つ方が地域で生活するためにも就労支援や相談支援等のきめ細やかな障害福祉サービス等の充実が必要になります。

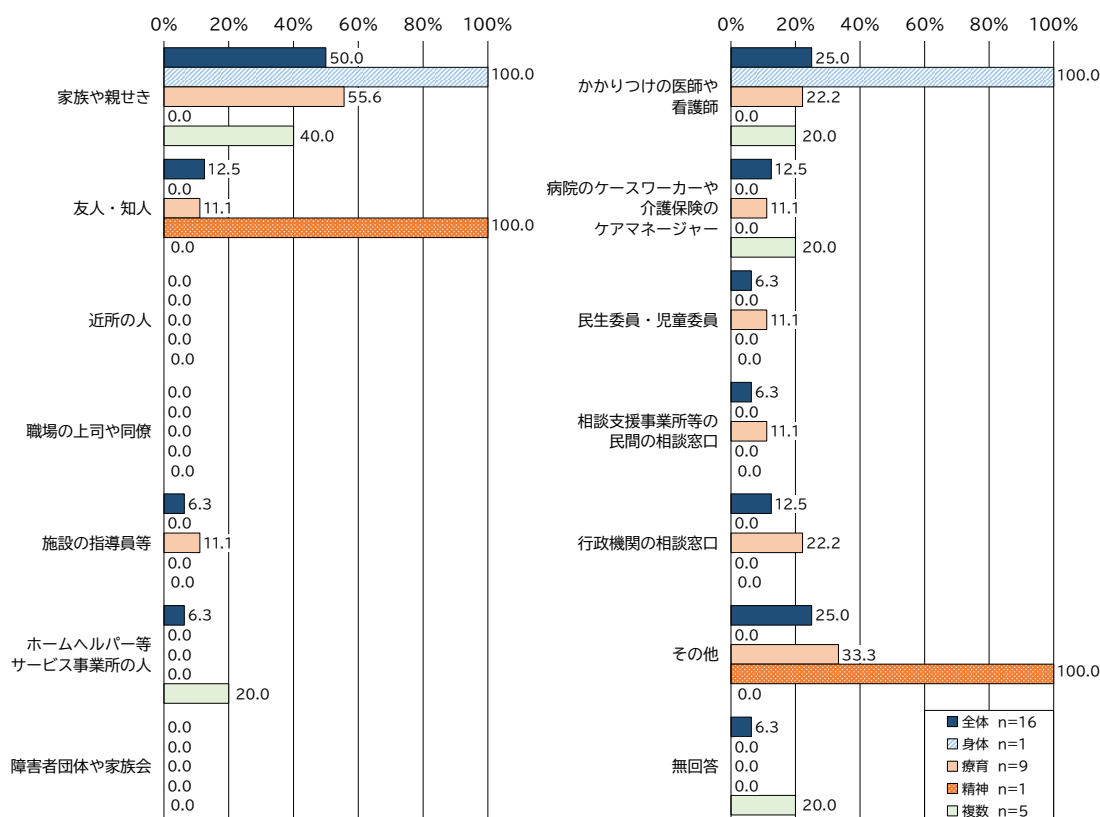
**図表18:地域で生活するために必要な支援(18歳以上)**



### (5) 障がい児支援体制について

- おさまの不安に気付いたときに相談した人(場所)は、「家族や親せき」の割合が50.0%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」・「その他」がともに25.0%、「友人・知人」・「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー」・「行政機関の相談窓口」が全て12.5%となっています。
- 「その他」の内容として、保健師、保育園の先生、保育所、学校の先生等の声がありました。
- 子どもが通う学校や保育園の先生及び行政機関、地域等にも障害について、より一層の理解が求められており、療育や障害に関する正しい知識の周知啓発及び相談窓口の強化が必要になります。

図表19:おさまの不安に気付いたときに相談した人(場所)(18歳未満)

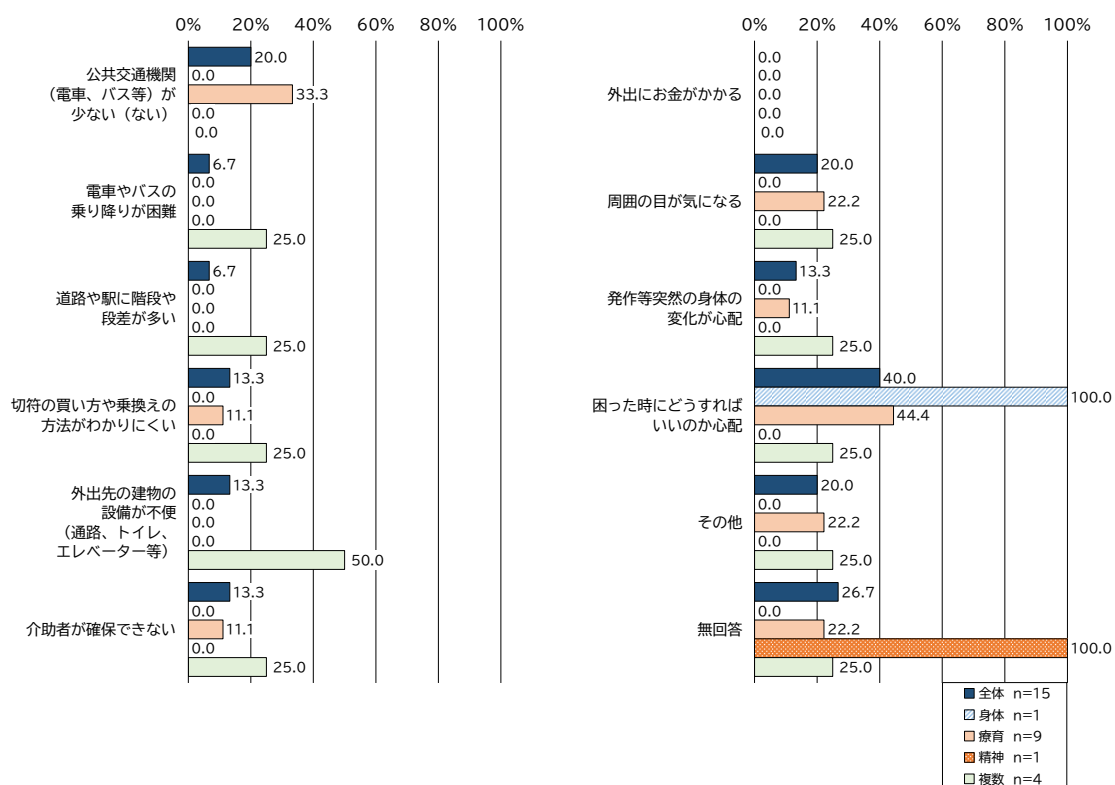


○お子さまが外出するときに困ることは、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が40.

0%で最も高く、次いで「公共交通機関(電車、バス等)が少ない(ない)」・「周囲の目が気になる」・「その他」が全て20.0%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」・「外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーター等)」・「介助者が確保できない」・「発作等突然の身体の変化が心配」が全て13.3%となっています。

○障がい児等の外出や社会参加を促すためにも移動手段をはじめ困ったときの対応方法等を検討する必要があります。

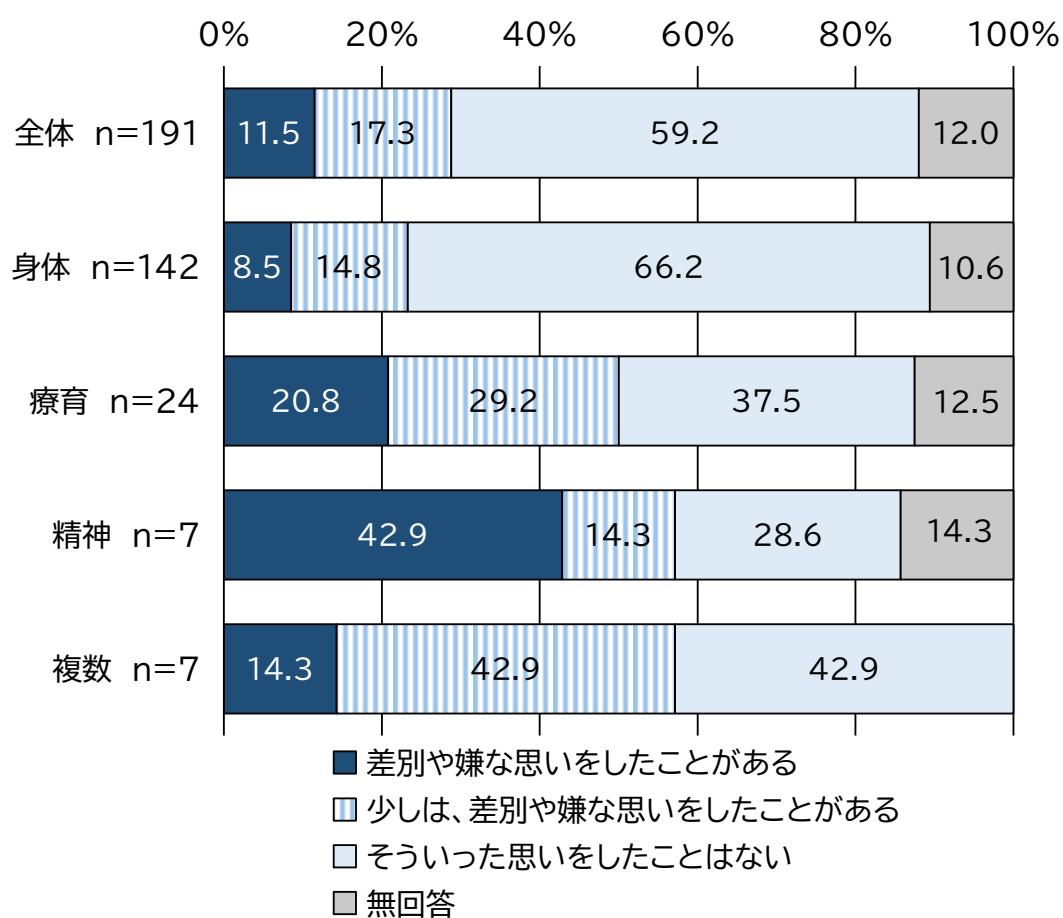
**図表20: お子さまが外出するときに困ること(18歳未満)**



## (6) 障がい者差別解消と権利擁護の推進について

- 障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「そういった思いをしたことはない」が59.2%で最も高く、次いで「少しは、差別や嫌な思いをしたことがある」が17.3%、「差別や嫌な思いをしたことがある」が11.5%となっています。
- 手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳の方は、「差別や嫌な思いをしたことがある」(42.9%)の割合が最も高くなっています。
- 障害を理由に嫌な思いをしたことがある方が一定数いるため、障害に対する理解促進の啓発活動や情報提供を今後も行っていく必要があります。

図表21:障害を理由に差別や嫌な思いをしたことがあるか(18歳以上)

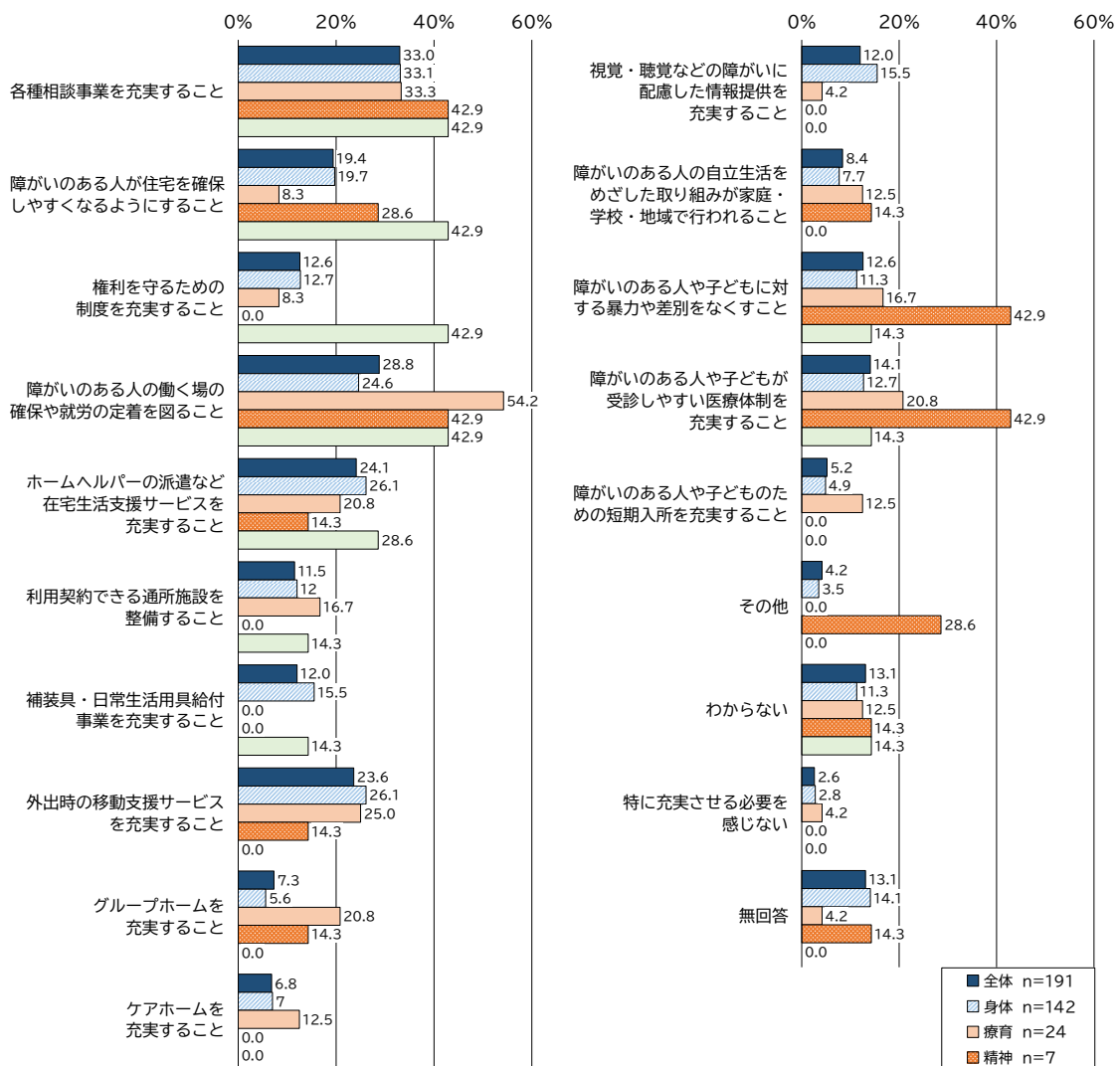


## (7) 障害に関する施策について

○18歳以上の障がいのある方への施策について、山都町が充実させるべきことについては、「各種相談事業を充実すること」が33.0%で最も高く、次いで「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」が28.8%、「ホームヘルパーの派遣等在宅生活支援サービスを充実すること」が24.1%となっています。

○調査結果を踏まえ、障がい者への相談支援や就労支援等の充実を図っていく必要があります。

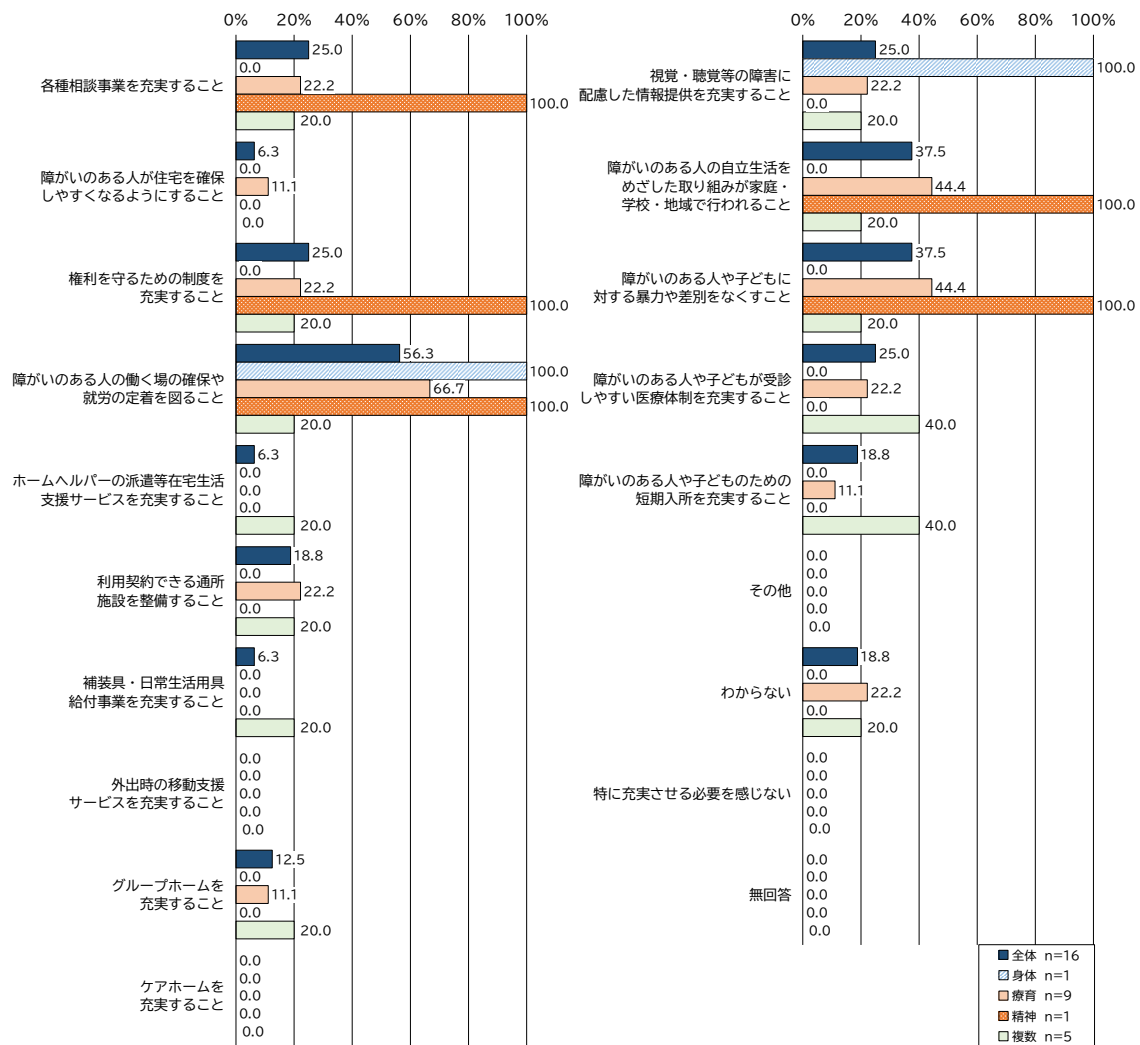
図表22:障がいのある方への施策について(18歳以上)



○18歳未満の障がいのある方への施策について、山都町が充実させるべきことについては、「障がいのある人の働く場の確保や就労の定着を図ること」の割合が56.3%で最も高く、次いで「障がいのある人の自立生活をめざした取り組みが家庭・学校・地域で行われること」・「障がいのある人や子どもに対する暴力や差別をなくすこと」がともに37.5%、「各種相談事業を充実すること」・「権利を守るための制度を充実すること」・「視覚・聴覚等の障害に配慮した情報提供を充実すること」・「障がいのある人や子どもが受診しやすい医療体制を充実すること」が全て25.0%となっています。

○調査結果を踏まえ、就労支援や自立のための支援等を充実させる必要があります。

図表23:障がいのある方への施策について(18歳未満)





### 3. 事業所ヒアリングの結果

---

#### ① 交通

交通については、山都町の地理的特徴から特にサービス利用時の送迎面での課題が挙げられました。事業所までの公共交通手段がなく、職員の送迎の負担軽減や事業所間での連携やバス・タクシー等既存の手段を利活用した効率的な移動支援が求められています。

#### ② 就労支援

就労支援については、サービスを利用する方の高齢化もあり、農福連携によるマンパワーの確保の問題、時期によっては賃金(工賃)の差が出てしまうことの課題が挙げられました。町から就労支援事業所へのバックアップが求められています。また、就労支援事業所の製品や活動内容のPRは障害に対する理解促進につながるとの意見も出され、今後より一層の周知・啓発が求められています。

#### ③ 相談支援

相談支援については、相談支援員の不足が課題となっています。今後、相談支援員の育成の推進が求められています。また、幼児期からの早期の相談や介護サービスに移行する前の相談等、ライフステージに合わせた切れ目のない相談支援も今後の課題とされ、相談支援に関する情報提供や相談しやすい環境づくりも求められています。

#### ④ 人材（事業所の課題）

事業所の人材が不足している課題が挙げられています。サービス提供の継続と充実を図るには、障害福祉に携わる人材の育成・確保が必要であり、関係機関と連携を図りながら検討する必要があります。

#### ⑤ 町や事業所同士の連携

事業所から町への要望や困りごとの相談対応は迅速に行われています。一方で、町や事業所同士での連携については、集まって話し合える機会が少ないという意見が出ました。町との連携による定期的な意見交換の場の設置が求められています。

#### ⑥ 地域交流と理解促進

コロナ禍のなかで、イベントが減ったこともあり地域交流の機会が減ったこと、地域への理解促進を進めることが課題として挙げられました。地域で行われるイベント等も活用した理解促進研修・啓発活動への取り組みが求められています。

## ⑦ サービスや事業所の情報提供

地域への情報発信の他にも、障がいのある人自身やその介助者に、本町の障害福祉サービス等の情報がうまく伝わっていないことが課題として挙げられました。事業所についても、十分に普及・啓発活動ができていない状況であるため、広報に工夫が必要であるという意見が挙げられました。まずは、情報のアクセシビリティの確保が求められています。

## ⑧ 子どもへのサービスの充実

近年、サービス利用児が増加しており、サービスの拡充に加え、学校の先生や保護者の理解も進めることが課題として挙げられました。早期発見・早期療養につなげるためにも、教育と福祉の連携を進めることが求められています。具体的な解決案としては、小・中学校の支援クラス等の定期的訪問と、学校の先生への研修、町外との連携も含めた児童の受け入れが可能な短期入所や日中一時サービスの設置や拡充等が挙げられています。

## ⑨ 介助者への支援

今後、介助者の高齢化も進んでいく中で、グループホームを整備する必要性があることや、介助者の負担軽減のための支援の拡充等が意見として挙げられており、今後一層の支援の充実が求められています。

## ⑩ その他

その他にも健康への取り組みや、地域の施設の段差解消や展示スペースの設置等、福祉の視点を取り入れたまちづくりに関する意見が出され、取り組みの充実が求められています。

---

## 第2部 障害者基本計画

---

# 第1章 計画の基本構想

## 1. 基本理念

本計画では、これまでの「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を継承し、障害の有無に関わらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がい者及び障がい児等が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の具現化を目指し、基本計画の考え方を踏まえ

### 「誰もが地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現」

を基本理念として、今後の障がい者福祉を推進します。

## 2. 施策体系

| 基本理念                   | 基本目標                | 各施策の方向性                                                               |
|------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 誰もが地域でいきいきと暮らせる共生社会の実現 | 1 障害への理解の促進         | (1)啓発・広報の推進<br>(2)ボランティア活動の推進                                         |
|                        | 2 生活支援の充実           | (3)生活支援体制の強化<br>(4)障害福祉サービス等の充実                                       |
|                        | 3 社会参加の促進           | (5)外出・移動支援<br>(6)スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進<br>(7)雇用・就労の支援                 |
|                        | 4 障がい児等に対する支援体制の整備  | (8)早期発見・早期療育支援<br>(9)療育支援・幼児教育の充実<br>(10)学校教育等の充実                     |
|                        | 5 保健・医療の充実          | (11)障害の原因となる疾病等の予防<br>(12)障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供<br>(13)精神保健・医療施策の推進 |
|                        | 6 生活環境の整備           | (14)バリアフリーのまちづくり推進<br>(15)居住環境の整備<br>(16)防災・防犯対策の充実                   |
|                        | 7 情報・コミュニケーション支援の充実 | (17)情報提供・意思伝達支援の充実                                                    |

### 3. 基本目標

本計画は、7つの基本目標を設定し、目標に向けた障がい者福祉をはじめ、関連する様々な取り組みを推進し、本町の「第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を計画的かつ包括的に推進します。

#### 基本目標1 障害への理解の促進

障害に対する偏見や差別の解消に向けた広報・啓発活動を推進します。

障がいのある方へのアンケート調査では、「日常生活において、障害について差別や嫌な思いをしたことがある」という人が30%ほどいることがわかりました。令和3年には障害者差別解消法が改正され、行政機関や事業者に対して「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」が義務化されており、障がい者及び障がい児等が地域で自立し安心して生活していくためにも、障害に対する正しい理解を広めていく必要があります。

本町においては、幅広い住民参加による啓発活動をより一層促進していくと共に、町広報誌等に関連記事を掲載する等、障害への理解の促進に努め、学校や地域における福祉教育を推進することで、障がいのある人もない人も共に生きる「ノーマライゼーション」の理念の浸透を図ります。

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図っていきます。

#### 基本目標2 生活支援の充実

障害の種類や程度にかかわらず本人が希望する地域生活をかなえることができるよう、様々な角度から地域生活を支えるための支援を推進します。また、福祉に関する包括的・一体的な支援を推進するために重層的支援体制整備事業を導入し、相談支援体制の整備に努めてきました。同事業を通じて、障がい者及び障がい児等をはじめ自ら相談することが困難な人を支援につなぐ取り組みや、多機関の連携による支援につなげます。併せて、障がい者及び障がい児等を支える介助者や保護者等に向けた支援の充実にも努めます。

また、地域生活を支えるためのサービスの安定的な提供に向けて、町内外を問わず連携を図りながらサービスの供給体制の充実に努めるほか、具体的な制度利用等について障がい者及び障がい児等に必要な情報がいきわたるよう配慮します。

### 基本目標3 社会参加の促進

障がい者及び障がい児等が他の人々と同等の社会生活を送ることは当然の権利であり、障がい者及び障がい児等が安心して自立した生活を営み、自由に社会参加ができるよう、個々の障害に応じたきめ細かい施策を総合的・体系的に講じていく必要があります。

生きがいを得ることができるように関係機関と連携し、さらに、働くことにより生活を支え、社会参加や自己実現が可能になるよう、障害の特性に応じた就労支援の促進を図ります。

また、障がい者及び障がい児等の社会参加においては、障害の種別や程度に関わらず、健康の維持、増進、そして自己実現の観点からも、スポーツ・文化・芸術活動への参加の推進や障がい者及び障がい児等の社会参加の機会の拡充や交流の場づくりに努めることが必要です。

本町では、文化・スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動等の地域のまちづくり活動に主体的に参加できるよう、関係機関や団体、地域等と連携し、様々な社会参加の場や生きがいづくりの場の拡充を図ります。

### 基本目標4 障がい児等に対する支援体制の整備

障がい児等に対する支援には、保健・医療・福祉・教育等、関係機関が連携を密にし、出生から生涯を通じた一貫した支援体制を確保することが求められています。人間形成に最も影響のある乳幼児期における障害の早期発見及び適切な支援、また、障害が発見された場合における早期療育支援は、対象児に対する支援体制を確保・充実する上で、重要な課題事項となります。

定期健診から療育につながる子どもに関しては、町の保健師や関係機関からの情報提供をもとに適切な支援の決定を行っています。

障がい児等が、ライフステージを通じ、一貫した保育・教育等の支援を受けられるよう、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育を推進し、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図ります。

また、障害者手帳の有無や診断名に関わらず支援が必要な児童のために、療育や相談機能等を有する地域支援を活用して適正な支援を図り、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への積極的な参加を促します。

### 基本目標5 保健・医療の充実

障害の重度化や重複化、二次障害の予防には、心身を含めた健康管理や異変、違和感に早期に気づき、相談や適切な支援につながる事が重要です。そのためには、町が実施するさまざまな健診での早期発見や健診の結果から適切に医療や福祉につながる仕組み(早期治療)の充実が求められます。さまざまな病気や障害の兆候について、情報提供の推進と相談体制の充実を図っていくことが必要です。さらに、精神障がい者については、障害が生じたとしても日常生活に支障をきたさないよう、精神的な援護も含めた訓練ができるような体制を整えることが重要です。

本町では、今後ライフステージに応じた健診・事後指導を充実させ、健康教育・相談及び福祉相談等の充実を図りつつ、早期発見・早期治療につなげられるように努め、併せて障がい者及び障がい児等のニーズの変化に応じた障害福祉サービスの提供に努めます。



## 基本目標6 生活環境の整備

障がいのある方へのアンケート調査では、外出する際に困ることについて、「公共交通機関が少ない」が23.2%で最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が15.5%、「道路や駅に階段や段差が多い」・「その他」が11.0%となっています。

障がい者及び障がい児等が公共施設や道路をスムーズに利用し、社会参加しやすいようにバリアフリー化の整備を推進していくことが大事になってきます。

障がい者及び障がい児等が住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障害の内容等に対応した住宅は必要不可欠なものとなりますので、住環境を含めた生活環境の整備が必要です。

さらに、外出の際にも公共施設や主要交通機関等のバリアフリー化は、障がい者及び障がい児等だけでなく、高齢化が進む社会への対応を図る上でも重要です。

本町では、障がい者及び障がい児等が地域において安心して在宅生活を送りつつ、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、公共施設・道路・公園・公共住宅等の整備に際し、地域に住むすべての人が利用しやすくなるよう、その利便性と安全性の向上を図るバリアフリー化を推進します。また、各種の施設・設備の整備にあたっては、だれもが利用しやすいように配慮するユニバーサルデザインの考えのもと福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。さらに、障がい者及び障がい児等が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐシステムづくりについても、地域や関係機関と連携し整備を図ります。

## 基本目標7 情報・コミュニケーション支援の充実

地域の中で自立し、安心できる暮らしを実現するためには、障害の特性や程度を問わず、障害によって生活に必要な情報の入手が阻まれることがないようにすることが重要です。

昨今のICT(情報通信技術)等の急速な進展は、障がい者及び障がい児等にとって新しい可能性を拓く大きな力になることが期待されていますが、そのためには、障がい者及び障がい児等が、ICT等を利用・活用する上での障壁(バリア)を解消することが課題となります。

障がいのある方へのアンケート調査では、パソコンやスマートフォンを利用している方は約半数(46.0%)となりました。

各障害特性に配慮し、障がい者及び障がい児等の情報活用能力向上のための支援の重要性からも、情報アクセシビリティの向上のため、広報や啓発パンフレット等といった従来の情報提供の取り組みに加えて、ICT技術等も活用した新たな情報提供手段の充実及び活用手法の周知を図ることが必要です。

コミュニケーションについては、視覚障害や聴覚障害、知的発達遅れの遅れ等の障害特性を十分に理解し、点字や手話通訳、要約筆記、ICT等の活用等、障害特性に応じたコミュニケーション支援体制が必要です。

地域での自立生活支援のため、障害特性に配慮し、障害福祉サービスをはじめとする情報提供手段や情報の共有化と情報格差の是正を進め、関係機関と連携したコミュニケーション支援体制の推進を図ります。

## 第2章 各施策の方向性

### 基本目標1 障害への理解の促進(啓発・広報)

#### (1) 啓発・広報の推進

##### 【現状と課題】

- 地域住民に対して、町広報誌での周知を行うほか研修・講演会等により、障害に関する意識向上の機会の充実を図ってきました。併せて人権センター等の人権相談窓口の体制を整えてきました。
- 小・中学校の総合的な学習時間で、福祉の職場体験や福祉施設への訪問交流の実施等を通じ、積極的に障がい者及び障がい児等に対する理解を深める教育を行ってきました。
- 上益城圏域において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する事項について協議の場の提供支援、講演等を開催し、精神保健福祉について啓発を行ってきました。今後も、偏見や差別のない地域社会づくりへ向け、「心のバリアフリー」をなお一層推進する必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響で交流会や研修会等が中止になり、障害への理解促進、各種支援等についての啓発の機会が不足していたことや、広報が充分でないことが課題となっています。

##### 【今後の取り組み】

|                                                                                                                        |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>①障害を理由とする差別の解消</b>                                                                                                  | 福祉課 |
| 障害者差別解消法に基づき、行政機関だけでなく、事業所や商店等に対して、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する啓発等を行い、障がい者及び障がい児等への差別解消を推進します。                            |     |
| <b>②啓発・広報活動の推進</b>                                                                                                     | 福祉課 |
| 人権センター等の人権相談窓口の充実強化を図るとともに、町広報誌の活用や障害者週間等の強化期間、イベント等を活用し、障害に関する意識向上に向けて、啓発・広報活動を推進します。                                 |     |
| <b>③精神障がい者への理解のための啓発の推進</b>                                                                                            | 福祉課 |
| 上益城圏域と連携し、精神保健福祉の正しい知識や精神障がい者の権利擁護について講演会、印刷物、町ホームページ等での普及・啓発を図ります。<br>また、ヘルプカードやハートフルパス等の制度について、広く周知するとともに、利用促進を図ります。 |     |



|                                                                                                                           |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>④学校における福祉教育の推進</b>                                                                                                     | 学校教育課 |
| 児童生徒が障害に対する正しい理解と認識を学び、あらゆる状況の方々に対し思いやりの心を育めるよう、学校の人権教育や交流学习、各種施設への訪問交流、さらにボランティア体験学習等を通じ、障害の有無に関係なく共に助け合う大切さを学ぶ機会を充実します。 |       |

|                                                                     |     |
|---------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>⑤生涯を通じた福祉教育の推進</b>                                               | 福祉課 |
| 障がい者及び障がい児等と地域住民との交流会を開催する等、福祉に関する理解を深める学習の機会を提供し、生涯を通じた福祉教育を推進します。 |     |

## (2) ボランティア活動の推進

### 【現状と課題】

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ボランティアによる施設行事への参加等を実施し、町広報誌を通じて県から提供されるガイドヘルパーや手話奉仕員養成講座等の周知を行う等、ボランティアへの理解促進と育成を図ってきました。 |
| ○ボランティア活動に対する社会的な関心は高まりつつあるものの、ボランティア人材が不足していることが課題となっています。                                |
| ○新型コロナウイルスの影響で、ボランティア活動への啓発及び育成の機会が不足したことや、広報が充分でなかったことが課題となっています。                         |

### 【今後の取り組み】

|                                                                                                                         |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>①ボランティアの育成</b>                                                                                                       | 福祉課・社会福祉協議会 |
| 地域住民にボランティア活動への参加と、技術習得への関心を持ってもらうため、社会福祉協議会等と連携し、県等が開催するガイドヘルパーや手話奉仕員、さらに精神障がい者保健福祉ボランティア等の養成講座への参加を促し、ボランティアの育成を図ります。 |             |

|                                                                       |             |
|-----------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>②ボランティアセンターの活用</b>                                                 | 福祉課・社会福祉協議会 |
| 誰もが身近なところで気軽にボランティア活動に取り組めるよう、社会福祉協議会等と連携し、ニーズの把握や受付を行い、活動の情報提供を図ります。 |             |

|                                                              |             |
|--------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>③ボランティア活動の支援</b>                                          | 福祉課・社会福祉協議会 |
| 地域にあるボランティアグループに対し、活動の場や研修の支援、さらにグループ間の連絡調整等、引き続き活動の支援を図ります。 |             |

## 基本目標2 生活支援の充実

### (3) 生活支援体制の強化

#### 【現状と課題】

- 障がい者及び障がい児等の地域における生活を支えるには、健康問題や日々の暮らしの困り事等を、気軽に持ち込める包括的な相談体制の充実が不可欠です。
- 上益城圏域で相談支援業務を委託し、各機関が連携した地域の専門的なケアマネジメント体制の構築を図ってきました。(令和6年度からより地域に密着した相談支援体制を構築すべく各町で相談支援業務を委託することになります。)
- 重層的支援体制整備事業を導入し、包括的な相談支援体制を確保しています。
- 障害福祉サービスの広報については、利用手引きを作成し、内容を示しながら制度や利用の仕方を説明する等の案内をしていますが、相談があった対象者に対する配布が多く、不特定多数、町民全体に対する制度そのものの周知不足等から認知度が低いことが課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

| ①包括的な相談支援体制の整備                                                                            | 福祉課 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 上益城圏域間での協力体制をとりながら、町の実情に合わせ、事業を必要とする方がより利用しやすい相談支援体制を整えていきます。併せて、重層的支援体制の体制強化や事業の周知を図ります。 |     |

| ②関係機関の連携推進                                                                                                           | 福祉課 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 障がい者及び障がい児等に対する各種サービスの円滑な提供のため、上益城圏域自立支援協議会、医療機関、障害者施設、今後設置予定である基幹相談支援センター等の関係機関との連携・協力体制の強化を進め、広域的な相談支援体制の整備を推進します。 |     |

| ③福祉サービスの利用方法の説明及び相談等の充実                                                                                            | 福祉課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 各サービスについての内容や具体的な制度利用の流れ、費用、利用方法等について、十分な理解と周知のため、チラシ・町ホームページ等を用いて障がい者及び障がい児等並びに保護者、介助者にとって必要な情報を分かりやすく提供するよう努めます。 |     |

| ④権利擁護体制の充実                                                                                                                                  | 福祉課・社会福祉協議会 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 成年後見制度利用支援事業を推進するとともに、高齢者施策における成年後見制度の利用支援事業と連携し、障がい者等の権利を擁護する成年後見制度の利用促進を図ります。また、サービス利用の機会を必要とする人が適切に利用できるよう、相談支援体制の充実や日常生活自立支援事業の周知に努めます。 |             |

## (4) 障害福祉サービス等の充実

### 【現状と課題】

- 町広報誌で、定期的に障害福祉サービス事業や支援等、各種制度説明等の情報提供を行ってきました。
- 障害福祉サービスについては、利用ニーズに合わせ町内外を問わず、社会資源の開拓に努める必要があります。
- 介助者の相談やカウンセリング等、相談支援体制を上益城圏域において構築し、相談支援体制を図ってきました。
- 相談支援事業等については認知度が低く、周知が充分でない事が課題となっています。

### 【今後の取り組み】

| ①障害福祉サービスの提供体制の確保 |                                                                        | 福祉課 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------|-----|
| 訪問系サービス           | 身体介護・家事援助等のホームヘルプサービスについて、障害種別を問わず、個々の障がい者の必要性・必要度に応じた、サービス供給量確保に努めます。 |     |
| 日中活動系サービス         | 住み慣れた地域で、通所しやすく日中活動利用が可能となるようなサービス供給量確保に努めます。                          |     |
| 居住系サービス           | 障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、居住の場の確保に努めます。                           |     |
| 補装具・日常生活用具の給付     | 障がい者の身体的機能を補い、日常生活を容易にするための補装具、日常生活用具の必要かつ十分な給付に努めます。                  |     |

| ②サービスや事業に関する情報提供                                                                       | 福祉課 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 町広報誌・町ホームページ等を活用し、障害福祉サービス、地域生活支援事業、相談支援事業の更なる周知に努め、サービスや事業を必要とする全ての方へ情報が届くよう配慮していきます。 |     |

| ③障害福祉サービスの第三者評価の推進                                             | 福祉課 |
|----------------------------------------------------------------|-----|
| 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定年度において、第三者機関による障害福祉サービスの評価を行い、サービスの質の向上に努めます。 |     |

| ④家族支援                                                                                                                                               | 福祉課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 障がい者及び障がい児等を抱える家族は、高齢化や介助に伴う身体的負担や社会の偏見・無理解等による精神的苦痛やストレス等、様々な問題に直面していることが考えられるため、ホームヘルプ・短期入所等のサービス利用による負担軽減や介助者の相談やカウンセリング等による相談支援事業の周知・利用拡大に努めます。 |     |

|                                                                                                      |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>⑤経済的支援の充実</b>                                                                                     | 福祉課・社会福祉協議会 |
| 障がい者及び障がい児等の経済的支援を充実するため、各種年金・手当の周知・活用に努めるとともに、社会福祉協議会と連携し、療養費等必要な資金を低利で融資する生活福祉資金貸付事業の周知と利用促進を図ります。 |             |

## 基本目標3 社会参加の促進

### (5) 外出・移動支援

#### 【現状と課題】

|                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○地域活動支援センターにおいて障がい者の通所による創作的活動または生産活動の日中活動の場の提供を行い、併せて、地域活動支援センターへの送迎を行うことで、活動の参加を支援してきました。 |
| ○屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための移動手段の支援を行ってきました。                                                   |
| ○自力で通院することが困難な障がい者に対し、通院のための移動手段の支援を行ってきました。                                                |
| ○外出・移動支援に関する認知度が低いことや利用増加に対応する提供体制の確保及び整備が不足していることが課題となっています。                               |

#### 【今後の取り組み】

|                                                                                |     |
|--------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>①地域活動支援センター</b>                                                             | 福祉課 |
| 障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として、障がい者の通所による創作的活動または、生産活動の機会の提供等を行うとともに、事業の周知を行っていきます。 |     |

|                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>②外出・移動支援の確保</b>                                                                          | 福祉課 |
| 屋外での移動が困難な障がい者について、地域における自立生活及び社会参加のため、外出や通院のための移動手段の支援を行います。併せて、制度の推進及び受け入れ事業所の開拓や確保に努めます。 |     |

|                                                                                             |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>③意思疎通支援</b>                                                                              | 福祉課 |
| 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、支援の提供に努めます。 |     |

|                                           |     |
|-------------------------------------------|-----|
| <b>④地域生活支援事業</b>                          | 福祉課 |
| サービス基盤の確保及び質の向上に努めるとともに、適切な利用について周知を図ります。 |     |

## (6) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

### 【現状と課題】

- 県やスポーツ協会から大会等の案内があった際には、町身体障害者会等の関係機関へ案内を送付し、参加者への周知や選手収集を行ってきました。
- 新型コロナウイルスの影響等のため、スポーツ大会への参加者が減少傾向にあることが課題として見られます。
- 図書館内のバリアフリー化は完了し、オンラインによる蔵書検索の導入や近隣市町村と協定を結び、図書サービスの相互利用、利用者の利便性向上に努めてきました。
- 図書サービスの近隣市町村との相互利用については、現状一部の市町村に限られていることが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

|                                                                                                 |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>①地域交流の促進</b>                                                                                 | 福祉課   |
| 障がい者及び障がい児等が楽しく過ごせるよう交流の場の提供や、様々な活動を企画する等、地域住民が参加して交流を深めてもらえるような方策を関係機関と協議し実施に努めます。             |       |
| <b>②文化・スポーツ大会等の開催と参加促進</b>                                                                      | 福祉課   |
| 町身体障害者会によるゲートボール大会、県が主催する障がい者スポーツ大会等へ広く障がい者の参加を募りながら活動を支援し、各種文化活動、スポーツ・レクリエーション活動への支援をさらに推進します。 |       |
| <b>③障がい者向け講座等の開設と参加促進</b>                                                                       | 生涯学習課 |
| 公民館事業と連携し、障がい者向け講座の開設や生涯学習情報の提供を図るとともに、障がい者及び障がい児等が参加しやすい環境づくりを進め、参加促進に努めるとともに学習機会の充実を図ります。     |       |
| <b>④図書館サービスの充実</b>                                                                              | 生涯学習課 |
| 障害の有無にかかわらず、誰もが図書館サービスが利用できるよう、図書館のネットワーク化と図書サービスの相互利用を推進していきます。                                |       |

## (7) 雇用・就労の支援

### 【現状と課題】

- ハローワーク等から提供される職業訓練等に関する情報提供を行ってきました。
- 就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を一定期間提供する就労移行支援や就労の機会や生産活動等の機会を提供し、必要な知識や能力の向上を図る就労継続支援等、障がい者の希望や特性に合った就労支援を行ってきました。
- 人権研修等を行い町民に向けた障がい者及び障がい児等を含むあらゆる差別解消へ向けての取り組みを行いました。
- 障がい者の雇用に関し、町内事業所に向けて雇用促進、差別解消及び合理的配慮の重要性等に関する啓発が充分でなかったことが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

|                                                                                               |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>①就労支援の充実</b>                                                                               | 福祉課 |
| 一般の企業等に就労を希望する障がい者及び障がい児等に対し、必要な就労系サービスの利用を支援しています。また、テレワーク等、多様な就業方法や技能取得制度のPRを行い、情報の周知に努めます。 |     |
| <b>②官公庁における雇用の促進</b>                                                                          | 総務課 |
| 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、町職員への採用を推進し、就労の場の確保を図ります。                                           |     |
| <b>③企業等に対する障がい者雇用の啓発</b>                                                                      | 福祉課 |
| 職業安定所等との連携協力により、障がい者雇用について企業等への理解を深める取り組みを推進し、雇用協力企業の確保・拡大に努めます。                              |     |



## 基本目標4 障がい児等に対する支援体制の充実

### (8) 早期発見・早期療育支援

#### 【現状と課題】

- 各乳幼児健診や就学前児童の健診等において問診や相談等からのスクリーニングを行い、発達検査を実施して発達・発育が気になる子どもの早期発見に努めてきました。
- 上益城地域療育センター等の関係機関と連携を密にしながら、早期療育支援から専門的な療育、幼児期の療育から学童期の療育に、スムーズな移行が可能となるよう、本人及び保護者に対して、一人ひとりの特性に合わせた支援を行ってきました。
- 子どもの障害や療育に関して、必要な支援を受けることへの理解や認知度が低く、必要な支援につながりにくい子どもが一定数いることが課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

| ①早期発見                                                                                           | 健康ほけん課 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 上益城地域療育センター等の関係機関との連携や各乳幼児健診や就学前児童の健診等における問診や相談等からのスクリーニングを行い、発達検査を実施して発達・発育が気になる子どもの早期発見に努めます。 |        |

| ②早期療育支援                                                                                                                      | 健康ほけん課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 発達・発育が気になる子どもの保護者に対する相談支援事業を実施することにより、早期療育の必要性にかかる理解を得るとともに、療育の重要性を周知するための普及啓発を行う等、保護者支援も視野に入れた早期療育体制の強化を図りつつ、適正な療育支援につなげます。 |        |

| ③母子保健事業の充実                                                                                                                                                                                                                   | 健康ほけん課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 乳幼児の育児相談と健診、また出産後の母親に対するメンタル面のフォローとして訪問指導の徹底及び3、4歳児の健診における専門職による心理相談を行い、国が示す母子保健計画の着実な推進と母子保健事業の充実を図り、子どもが健やかに生まれ、育つよう努めます。併せて、障がい児等を持つ親と子の関わりを学ぶ「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」について、ニーズ及び社会資源の確保の必要性について把握し、事業のあり方について検討をしていきます。 |        |

| ④乳幼児発達相談の充実                                                                                                        | 健康ほけん課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 上益城地域療育センターの専門員による小児発達相談及び発達検査を充実させつつ、育児相談等のネットワーク化を進め、発達相談の機会の拡大に努めるとともに、保健所等と連携協力して専門員による乳幼児発達等の総合相談の機会の拡充に努めます。 |        |

## (9) 療育支援・幼児教育の充実

### 【現状と課題】

- 療育の必要な子どもに対しての支援内容や関わり方について、学校や保育所等、ボランティア等と連携を図り情報の共有を行ってきました。
- 療育に係る事業所との連携を密にとり、子どもが日常生活を送るうえで必要な能力を伸ばすために行うべき支援について、情報共有を行い、児童発達支援センター、上益城地域療育センター等と連携し、地域療育支援事業に取り組んできました。
- 障害の状況に応じて適切な教育の機会を確保できるよう、保健師による保護者に対する個別相談や就学前幼児や児童生徒及びその保護者に対する就学相談の充実を図ってきました。
- 現在のボランティア人材は民生委員・児童委員、主任児童委員のみであり、更なるボランティア人材の確保が課題となっています。
- 子どもの障害や療育に関して、必要な療育や教育を受けることへの理解や認知度が低く、必要な支援につながりにくい子どもが一定数いることが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

|                  |            |
|------------------|------------|
| <b>①日常的な療育支援</b> | 福祉課・健康ほけん課 |
|------------------|------------|

保育所等訪問事業を活用し、療育が必要な子どもに対しての支援や関わり方について、保育や教育の現場でも適切な対応ができるように促します。事業については、内容の周知等も行っていきます。

|                  |     |
|------------------|-----|
| <b>②専門的な療育支援</b> | 福祉課 |
|------------------|-----|

地域(ボランティア等)からの協力が得られるよう働きかけ、地域力の活用や新たな支援体制の構築を行い、包括的支援として専門的な関係機関との連携を図り、環境の確保充実に努めます。

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| <b>③地域療育等支援事業の実施及び発達訓練指導の充実</b> | 福祉課 |
|---------------------------------|-----|

児童発達支援センター、上益城地域療育センター等と連携し、地域療育支援事業の推進、発達支援の充実に取り組み、併せて、事業に関する情報の周知・啓発を行い、事業の利用促進を図ります。

|                       |     |
|-----------------------|-----|
| <b>④就学前教育・保育環境の充実</b> | 福祉課 |
|-----------------------|-----|

障がいのある幼児が、子ども同士の交流のなかでともに健やかに成長するよう、保育施設等における障がい児保育を推進するとともに、施設の整備や支援体制の整備、保育内容の充実等を推進します。



|                                                                                                                                                        |                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| <b>⑤就学相談の充実</b>                                                                                                                                        | 福祉課・健康ほけん課<br>学校教育課 |
| <p>上益城地域療育センターと連携し、保育園の巡回訪問や関係者と児・保護者の就学に向けた検討・支援を行っています。障害や発達に遅れのある幼児が、障害の状況に応じて適切な教育の機会を確保できるよう、保健師等による保護者に対する個別相談や、就学前幼児やその保護者に対する就学相談の充実を図ります。</p> |                     |

## (10) 学校教育等の充実

### 【現状と課題】

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○対象者の障害の状況に応じて、保護者の要望や心理士等専門職の意見を踏まえ、適正な特別支援学級の開設を要望してきました。</p> <p>○特別支援学級での個別の授業(国語や算数等)のほか、学校行事や一部の授業で可能な限り交流学級での学習を推進してきました。</p> <p>○特別支援学級の開設については、要望通りの設置ができるか県の判断によることや、全国的に慢性的な教員不足の状況が続いていることから、必ずしも要望通りとならないことが課題となっています。</p> <p>○交流学級での学習を推進するうえで、教員が、本人の特性やクラスメイトとの関係性、学習の進捗状況に留意しながら交流の範囲を見極め、適切に対応する必要があることが課題となっています。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【今後の取り組み】

|                                                                                      |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>①特別支援学級等の充実</b>                                                                   | 学校教育課 |
| <p>障がいのある児童生徒が学校教育をできる限り身近な地域で受けられるよう、必要に応じて小中学校の特別支援学級の開設を要望していきます。</p>             |       |
| <b>②交流教育の充実</b>                                                                      | 学校教育課 |
| <p>障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との共同活動等や交流学習の計画的な実施を図り、ともに同じ仲間として接することができるよう、交流教育を推進します。</p> |       |

## 基本目標5 保健・医療の充実

### (11) 障害の原因となる疾病等の予防

#### 【現状と課題】

- 乳幼児と保護者に対する支援や保育施設との連携により、子どもが健やかに生まれ、育つようフォロー体制を構築してきました。
- 中途障害の大きな原因となる生活習慣病を予防するため、特定健診・特定保健指導を実施し医療機関等と連携を取りながら、疾病の早期発見と疾病予防に取り組み、健康教育・相談事業の充実を図ってきました。
- 地域の行事や会合等では、「こころの健康」を取り入れた健康教室で、認知症予防に特化した講座を行ってきました。
- 近年、新型コロナウイルスの影響で思うように集会等ができず、「こころの健康」のための活動や教室等が不足していたことが課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

|                                                                                                                               |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>①予防と早期発見体制の充実</b>                                                                                                          | 健康ほけん課     |
| 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見のため、地域や学校・職域等における健診等を実施し、重症化予防のための対象基準を設け、疾患等に関する相談、指導の提供を図り、早期発見早期治療に努めます。                                |            |
| <b>②治療体制の充実</b>                                                                                                               | 健康ほけん課     |
| 障害の原因となる疾患(特に精神疾患、難治性疾患等)について適切な治療を行うため、専門医療機関と地域の医療機関及び保健所や町の関係課等で連携を密にし、保健サービスの提供を充実していき、管内外の精神科病院とも連絡を取り合い、受診・治療継続へとつなげます。 |            |
| <b>③保健・医療・福祉の連携強化</b>                                                                                                         | 福祉課・健康ほけん課 |
| 保健・医療・福祉の一体的な推進については、関係者間の連携を深めるとともに、研修等で相談支援や障がい者及び障がい児等のケアマネジメントのスキルアップを図りつつ、地域ケア体制強化、事業の周知を図ります。                           |            |

## (12) 障がい者に対する適切な保健・医療サービスの提供

### 【現状と課題】

- 一人ひとりの障害に合わせた適切な医療が受けられるよう、かかりつけ医の推進や地域リハビリテーションの充実を図ってきました。
- 障害者手帳の交付の際に、受けられる支援や医療費助成制度について説明し、利用を促すことで対象者に対する必要な制度の周知を行ってきました。
- 自立訓練等による地域リハビリテーションの利用を支援してきました。
- 医療費助成制度の周知が不足していたことが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| <b>①医療提供環境の確保</b>                    | 健康ほけん課 |
| 医療機関や関係機関と連携を図り、適切な治療・療育等の体制確保に努めます。 |        |

|                                                                                                                                               |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <b>②保健・医療体制の充実</b>                                                                                                                            | 健康ほけん課 |
| 障がい者及び障がい児等がいつでも安心して医療を受けられるよう、医師会等関係機関と連携・協力し、かかりつけ医の普及や在宅医療の推進に努めつつ、医師会による休日当番医体制の実施を含め、救急医療や専門医療の充実、また、障がい者・障がい児等が医療を受けやすい体制づくりを広域的に推進します。 |        |
| 在宅の障がい者及び障がい児等や家族に対して、健康の維持・増進のため、保健師・管理栄養士または、訪問看護師等による家庭訪問の実施や、高齢化へ備え、食生活の相談会や栄養指導等を通じた生活習慣病等の予防対策を推進します。                                   |        |

|                                                                                                                                 |     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>③地域リハビリテーションの充実</b>                                                                                                          | 福祉課 |
| 障害を軽減し、自立を促進するために、介護保険との連携のもと地域リハビリテーションのネットワークづくりを促進します。また、身体機能や日常生活に必要な機能を維持・回復できるよう、歩行訓練や生活訓練を中心とした自立支援給付に基づく自立訓練事業の充実を図ります。 |     |
| これからも自立支援医療(更生医療)や、障害福祉サービスの自立訓練等の利用を支援し、障害のリハビリテーションを推進します。                                                                    |     |

|                                                             |     |
|-------------------------------------------------------------|-----|
| <b>④医療費に関する制度の周知・利用支援</b>                                   | 福祉課 |
| 適切な医療を受けやすくするため、自立支援医療・重度心身障害者医療費助成制度等の制度の周知を図り、その利用を支援します。 |     |

## (13) 精神保健・医療施策の推進

### 【現状と課題】

- 障害の要因となる疾病は多様化・複雑化し、様々なストレス等によって心の問題を抱えた人が増加しており、その年齢も子どもから高齢者まで対象が広がっています。保健所等と連携し、精神保健に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、うつ対策を中心とした自殺予防対策を講じ、健康教育・健康相談を行ってきました。
- 精神疾患での入院生活から、地域生活に移行する方の中で、対象者を把握できた場合は、精神保健福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制を整備し、安心して生活できるよう支援を行ってきました。
- 上益城圏域で相談支援事業を委託し、障がい者及び障がい児等が地域に移行するための活動及び地域生活に定着できるよう相談支援を行い、町においても重層的支援体制整備事業を導入し、必要な相談支援体制を確保してきました。
- 精神入院者の把握が難しいため、現状支援が行われているのは、病院や本人等から相談があった者のみにとどまっています。今後、情報把握のための周知や体制整備を進めていく必要があります。

### 【今後の取り組み】

|                                                                                                                                                                                                   |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <b>①精神保健福祉の充実</b>                                                                                                                                                                                 | 健康ほけん課     |
| 医療機関との連携をとりながら健康教育・相談事業の充実に努めます。                                                                                                                                                                  |            |
| <b>②心の健康づくりの啓発・相談体制整備</b>                                                                                                                                                                         | 福祉課・健康ほけん課 |
| 心の健康づくりを進めるため、保健所等と連携し、精神保健に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、保健センターで実施している「こころの健康づくり教室」や、学校・職域における相談・カウンセリング等の提供体制の充実を図り、うつ対策を中心とした自殺予防対策を行っていきます。<br>また、障害に関する相談支援事業の充実強化を図るとともに重層的支援体制整備事業等の体制強化にも努めていきます。 |            |
| <b>③精神疾患の早期発見・治療</b>                                                                                                                                                                              | 福祉課        |
| 相談支援体制を充実強化し、精神疾患を持つ方やその支援者が早期に相談できる環境の整備及び周知に努め、関係機関と連携した早期治療につなげていきます。                                                                                                                          |            |
| <b>④精神障がい者等の地域への移行・定着</b>                                                                                                                                                                         | 福祉課        |
| 病院等を退院された精神障がい者等について、地域に移行するための活動及び地域生活に定着できるよう相談支援体制及び重層的支援体制整備事業等の強化充実に努め、適切な支援につなげていきます。併せて、障害に関する正しい知識を広く周知・啓発し、精神障がい者等が地域で暮らしやすい環境整備に努めます。                                                   |            |

## 基本目標6 生活環境の設備

### (14) バリアフリーのまちづくり推進

#### 【現状と課題】

- 「福祉のまちづくり」を進める中で新設される公共施設や民間施設ともにバリアフリー化の意識が進んでおり、新設施設等においては一定の成果をあげてきました。
- すべての方が移動しやすい環境を整備するため、道路における歩道整備等を随時進めており、段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置等の環境整備を進めてきました。
- 既存の公共施設は貸し付けている物件が多く、借り手側の裁量で改修等を行っている状況もあり、町が状態を把握することが困難であること、また、公共施設においても老朽化等から劣化が進んでおり、バリアフリー化を含め、予算の制限のある中、優先度の高いものから順に改修を進めなければならないことが課題となっています。
- 交通安全啓発の中心となっている人材の高齢化が進み、人材不足が深刻化していることが課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

|                                                                                         |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ①福祉のまちづくりの啓発・普及                                                                         | 福祉課 |
| 「福祉のまちづくり」に関する住民への啓発・普及と理解の浸透を図るため、ユニバーサルデザインに基づく啓発・PRの推進を図るとともに、総合的かつ計画的な推進体制の整備を図ります。 |     |

|                                                                                                                                                                         |           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ②移動手段の拡大                                                                                                                                                                | 福祉課・企画政策課 |
| 福祉車両を活用した移動支援サービス等の既存サービスの利用促進や拡充を図ることで、障がい者及び障がい児等の移動手段を確保に努めます。例えば、山都町独自の交通体系の利用促進や、自動車免許の取得費用及び自動車改造費用の助成、バス・JR等の料金割引、介護タクシーの推進等、各種の移動支援制度・事業の助成制度に関する情報の周知と促進を行います。 |           |

|                                                                                               |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| ③公共空間・公共的建物に対するユニバーサルデザインの適用                                                                  | 総務課・建設課 |
| 既存の公共的建物について、障がい者及び障がい児等や高齢者等の利用に配慮した整備・改善を促進するとともに、今後新しく建設する公共的建物について、ユニバーサルデザインを適用するものとします。 |         |

|                                                                                                |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ④道路環境の整備                                                                                       | 建設課 |
| 障がい者及び障がい児等をはじめすべての住民が移動のしやすい環境を整備するため、引き続き歩道の整備や段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置等、地域の実情に応じた道路環境の整備を促進します。 |     |

|                                                                  |     |
|------------------------------------------------------------------|-----|
| ⑤交通安全対策の推進                                                       | 総務課 |
| 障がい者及び障がい児等の交通弱者の立場に立ち、庁内担当部門と情報共有を図りながら、交通安全に関する効果的な啓発を行っていきます。 |     |

## (15) 居住環境の整備

### 【現状と課題】

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| ○公営住宅の建設・改修時におけるバリアフリー化等、障がい者及び障がい児等や高齢者等が地域で自立した生活を営むための多様な暮らしの場の確保に努めてきました。 |
| ○障がい者及び障がい児等の状態に応じて、相談支援事業所と連携して情報の確保、提供に努めました。                               |
| ○支援を必要とする障がい者及び障がい児等の受け入れ可能なグループホームの情報把握が困難であることが課題となっています。                   |

### 【今後の取り組み】

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ①重度障がい者等に配慮した居住環境の整備        | 福祉課 |
| 重度の障がい者等へのグループホーム等の確保に努めます。 |     |

|                                                                                                 |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ②公営住宅の整備                                                                                        | 建設課 |
| 公営住宅は、住宅建設時、改修時にバリアフリー化の適切な対応を含めつつ、山都町公営住宅等長寿命化計画(令和5年度)に則り、団地毎に、建替え、改善、修繕等の手法を定めて、効率的な事業を行います。 |     |



## (16) 防災・防犯対策の充実

### 【現状と課題】

- 民生委員・児童委員の協力をいただき、避難行動要支援者名簿への登録を毎年度行い、要支援者の情報を平常時から整備しておくとともに、個々の特性に配慮した支援・避難場所の選定等、避難行動要支援者支援体制の整備を図ってきました。
- 地震等の災害時に障がい者及び障がい児等が適切な対応がとれるよう、町内の福祉施設と「災害時における社会福祉施設等への避難行動要支援者の受け入れに関する協定」(平成28年3月)を締結し、福祉避難所として運用してきました。
- 福祉避難所について、受け入れ人数に制限があることが課題となっています。

### 【今後の取り組み】

|                                                                                                                                              |         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| <b>①防災・防犯知識の普及・啓発</b>                                                                                                                        | 総務課     |
| 障がい者及び障がい児等や地域住民に対し、地域防災力向上の周知活動等を行いつつ、防犯・防災設備等の普及・啓発を図ります。                                                                                  |         |
| <b>②緊急時体制の確立</b>                                                                                                                             | 福祉課・総務課 |
| 高齢者の方を対象に、緊急時にコールセンターと直通電話がつながる高齢者緊急通報システムを導入していますが、ひとり暮らし等の障がい者においても緊急通報システムが利用できるよう緊急防災体制の整備を検討していきます。併せて、避難行動要支援者を正確に把握し、関係組織と連携を行っていきます。 |         |
| <b>③避難行動要支援者名簿の整備</b>                                                                                                                        | 福祉課・総務課 |
| 避難行動要支援者を正確に把握するため、関係組織と連携を行うとともに、更新サイクルや更新の仕組みの見直しを検討します。                                                                                   |         |
| <b>④避難行動要支援者支援体制の整備</b>                                                                                                                      | 福祉課・総務課 |
| 町内に13箇所の福祉避難所を整備しており、今後も、災害弱者に対する地域防災体制の整備・拡充を図るとともに、避難行動要支援者の支援に関する周知・啓発を進めます。(地域防災計画との連携)                                                  |         |

## 基本目標7 情報・コミュニケーション支援の充実

### (17) 情報提供・意思伝達支援の充実

#### 【現状と課題】

○令和元年度にホームページをリニューアルし、情報のアクセシビリティの改善に努めています。また、ホームページの内容をより多くの方にタイムリーに伝えるため、SNS(LINEやX(旧Twitter)等)との連動も行っています。また、防災アプリ「ライフビジョン」、役場に来庁せずに申請できるオンライン申請システムの導入、福祉課窓口においては、難聴者や高齢者等聞き取りにくい方のための卓上会話支援機器の導入等、様々な新しい情報提供の方法を取り入れる等、どのような障害があっても、確実に情報が伝達され、利用できるよう、検討を進めてきました。

#### 【今後の取り組み】

| ①ICT 等を活用した情報バリアフリーの推進                                                                                                | 企画政策課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 役場において「書かない、待たせない窓口」を目指し、マイナンバーカードを活用したオンライン申請システムの構築およびデジタル導入による窓口改革等、ICT 等を活用した地域情報化施策を推進し、情報のバリアフリー化を図ります。         |       |
| ②障害特性に合わせた支援の推進                                                                                                       | 福祉課   |
| 県からの情報提供をもとに、地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」の利用促進を図り、意思伝達に支援が必要な障がい者及び障がい児等に、ICT等の活用をはじめ手話通訳者等の関係機関と連携しその者にあつた方法で情報が適切に届くよう支援します。 |       |



---

## 第3部 障害福祉計画・障害児福祉計画

---

# 第1章 成果目標と活動指標の設定

○国の基本指針では、障がい者及び障がい児等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」及び「障がい児支援の提供体制の整備等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築」についての成果目標を設定することとしています。本町では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

## 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

### 【国の基本指針】

- 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### 【成果目標】

|        | 基準値                     | 目標値                            | 見込数                  |
|--------|-------------------------|--------------------------------|----------------------|
| 地域移行者数 | 令和4年度末<br>施設入所者数<br>53人 | 令和8年度<br>施設入所者数<br>50人(5.0%削減) | 地域移行者数<br>4人(7.5%移行) |
| 施設入所者数 |                         |                                | 削減見込み<br>3人(5.7%削減)  |

## 2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本指針】

- 都道府県の成果目標として、精神障がい者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする
- 各市町村において精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むこと
- 精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図るため、各市町村において保健・医療・福祉関係者による支援体制の構築を図ること

### 【活動指標】

#### ①精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標

|                          | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|
| 精神障がい者の地域移行支援利用者数(人/月)   | 1人    | 1人    | 1人    |
| 精神障がい者の地域定着支援利用者数(人/月)   | 1人    | 1人    | 1人    |
| 精神障がい者の共同生活援助利用者数(人/月)   | 10人   | 10人   | 10人   |
| 精神障がい者の自立生活援助者数(人/月)     | 0人    | 0人    | 0人    |
| 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)者数(人/月) | 4人    | 4人    | 4人    |

#### ②保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

|                                                    | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数(回)                         | 1回    | 1回    | 1回    |
| 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加人数(人) | 30人   | 30人   | 30人   |
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)             | 1回    | 1回    | 1回    |

### 3. 地域生活支援の充実

#### 【国の基本指針】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備(圏域での整備も可)を進めること

#### 【成果目標】

|                               | 数値   | 内容                   |
|-------------------------------|------|----------------------|
| 地域生活支援拠点等の数                   | 1 箇所 | 上益城圏域で設置済み           |
| 地域生活支援拠点等の機能充実のためのコーディネーターの配置 | 1 箇所 | 令和8年度末時点までに、上益城圏域で設置 |
| 強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備          | 1 箇所 | 令和8年度末時点までに、上益城圏域で設置 |

#### 【活動指標】

|                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点等の設置箇所数 | 1 箇所  | 1 箇所  | 1 箇所  |
| 検証及び検討の実施回数     | 1 回   | 1 回   | 1 回   |
| コーディネーターの配置人数   | 0人    | 0人    | 1人    |

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の基本指針】

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### 【成果目標】

|                                              | 基準値   | 目標値   | 内容                                             |
|----------------------------------------------|-------|-------|------------------------------------------------|
|                                              | 令和3年度 | 令和8年度 |                                                |
| 福祉施設から一般就労への移行者<br>(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) | 0人    | 1人    | 令和3年度末時点と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数               |
| ①就労移行支援                                      | 0人    | 1人    | 就労移行支援を通じた令和3年度末時点と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数     |
| ②就労継続支援(A型)のみ                                | 2人    | 3人    | 就労継続支援(A型)を通じた令和3年度末時点と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数 |
| ③就労継続支援(B型)のみ                                | 1人    | 2人    | 就労継続支援(B型)を通じた令和3年度末時点と比較した令和8年度末時点の一般就労への移行者数 |

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- 児童発達支援センターの設置：各市町村または各圏域に1箇所以上
- 各市町村において、障がい児等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所等：各市町村または圏域に1箇所以上

### 【成果目標】

|                                       | 数値   | 内容                   |
|---------------------------------------|------|----------------------|
| 児童発達支援センターの設置                         | 1 箇所 | 上益城圏域で設置済み           |
| 障がい児等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 | 1 箇所 | 令和8年度末時点までに、上益城圏域で設置 |
| 主に重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所の確保          | 1 箇所 | 令和8年度末時点までに、上益城圏域で設置 |
| 主に重症心身障がい児等を支援する放課後等デイサービス事業所の確保      | 1 箇所 | 令和8年度末時点までに、上益城圏域で設置 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場                 | 1 箇所 | 令和8年度末時点までに、上益城圏域で設置 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置          | 1 人  | 令和8年度末時点までに、山都町で設置   |

### 【活動指標】

|                                  |             | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------------|-------------|-------|-------|-------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数(回)  | ペアレントプログラム  | 7 回   | 7 回   | 7 回   |
|                                  | ペアレントトレーニング | 7 回   | 7 回   | 7 回   |
| ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数(回) |             | 3 回   | 3 回   | 3 回   |

## 6. 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

### 【成果目標】

|           | 数値   | 内容              |
|-----------|------|-----------------|
| 相談支援体制の確保 | 1 箇所 | 令和8年度に、上益城圏域で設置 |
| 協議会の体制確保  | 1 箇所 | 上益城圏域に設置済み      |

### 【活動指標】

|                                                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センターの設置の有無                                | 無     | 無     | 有     |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数(件) | 0 件   | 0 件   | 1 件   |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数(件)            | 0 件   | 0 件   | 1 件   |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数(回)         | 0 回   | 0 回   | 1 回   |
| 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数(回)               | 0 回   | 0 回   | 1 回   |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数(人)                  | 0 人   | 0 人   | 1 人   |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(回)                 | 1 回   | 1 回   | 1 回   |
| 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数(箇所)                    | 5 箇所  | 5 箇所  | 5 箇所  |
| 協議会の専門部会の設置数(箇所)                                | 4 箇所  | 4 箇所  | 4 箇所  |
| 協議会の専門部会の実施回数(回)                                | 12 回  | 12 回  | 12 回  |

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

### 【国の基本指針】

○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

### 【活動指標】

|                                                         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数(人) | 1人    | 1人    | 1人    |
| 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無        | 無     | 無     | 無     |

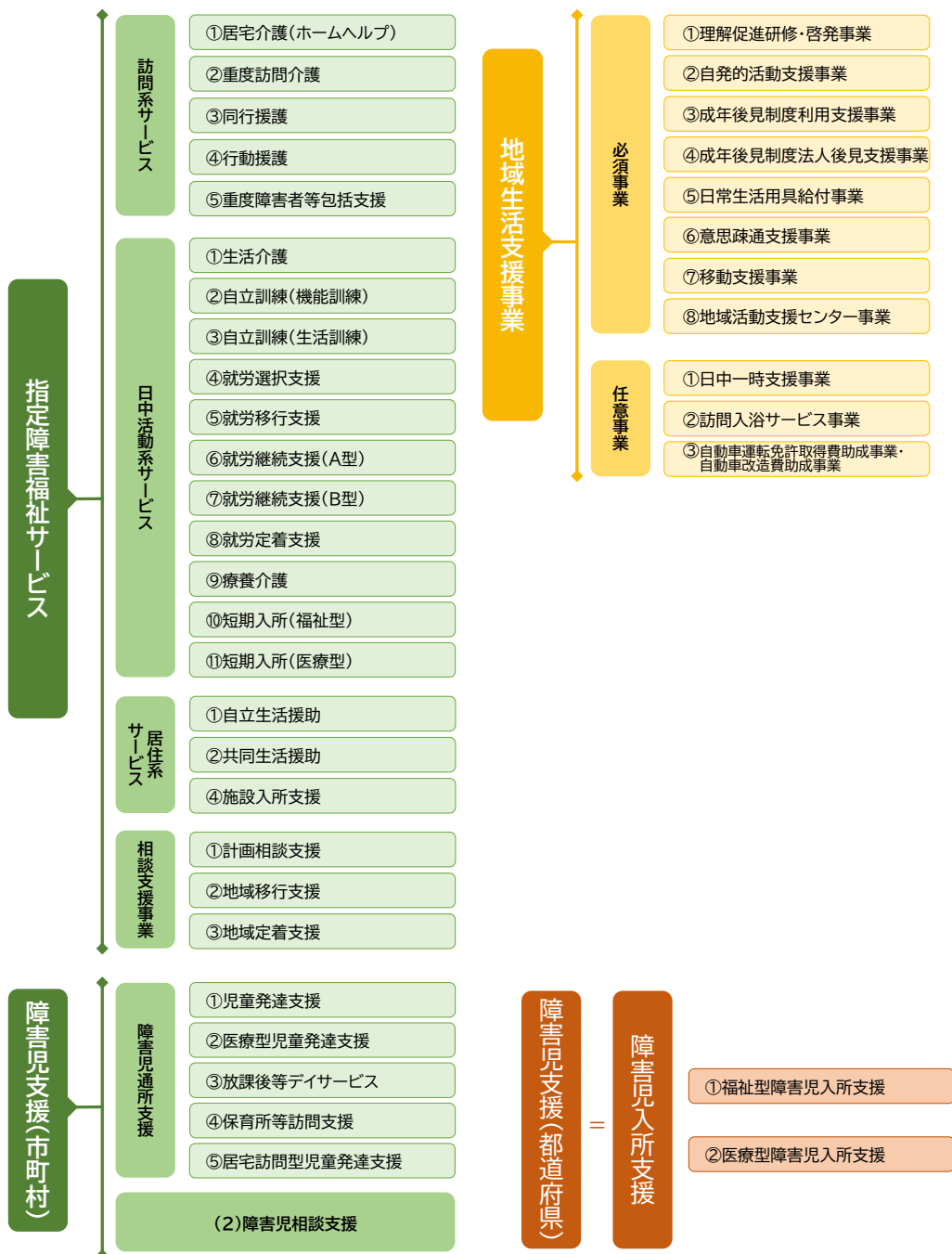


## 第2章 障害福祉サービスの見込量と確保方策

本章では、成果目標達成のための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及び、その見込量確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として示します。

活動指標の項目は、国の基本指針により項目が規定されています。本町では、近年のサービス利用動向、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠とし、町民ニーズ及び事業所調査の結果や前期計画の実績等を勘案し、各項目の見込み量等を推定しています。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、次のとおりです。



## 1. 指定障害福祉サービス・相談支援見込み

### (1) 訪問系サービス

#### ①サービスの概要

| サービス名            | 概要  |                                                                                                     |
|------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 対象者 | 障害支援区分が区分1以上<br>(児童の場合はこれに相当する心身の状態)である者                                                            |
|                  | 内容  | ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。                          |
| 重度訪問介護           | 対象者 | 重度の肢体不自由者や知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な者                                                |
|                  | 内容  | 自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。                                                          |
| 同行援護             | 対象者 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者                                                                            |
|                  | 内容  | 移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。                                                                       |
| 行動援護             | 対象者 | 知的障害または精神障害等により著しく行動が制限され、常時介護が必要とされる人で障害支援区分3以上の者                                                  |
|                  | 内容  | 行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか行動する際に必要な援助を行います。 |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 対象者 | 重度の肢体不自由また重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者                                           |
|                  | 内容  | 常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。                  |

②サービスの見込量と確保策

| 種類               | 単位   | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|------------------|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                  |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 時間/月 | 140   | 154   | 106   | 135      | 144   | 153   |
|                  | 人/月  | 16    | 16    | 13    | 15       | 16    | 17    |
| 重度訪問介護           | 時間/月 | 20    | 0     | 0     | 72       | 72    | 72    |
|                  | 人/月  | 1     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 同行援護             | 時間/月 | 39    | 21    | 31    | 40       | 45    | 48    |
|                  | 人/月  | 2     | 3     | 3     | 4        | 5     | 6     |
| 行動援護             | 時間/月 | 0     | 0     | 0     | 8        | 8     | 8     |
|                  | 人/月  | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 重度障害者等<br>包括支援   | 時間/月 | 0     | 0     | 0     | 13       | 13    | 13    |
|                  | 人/月  | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

## (2) 日中活動系サービス

### ①サービスの概要

| サービス名          | 概要  |                                                                                                                   |
|----------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護           | 対象者 | 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人であって障害支援区分等の条件を満たす者                                                          |
|                | 内容  | 地域や入所施設で安定した生活を営めるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。                                                  |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 対象者 | 地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者                                                                       |
|                | 内容  | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。         |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 対象者 | 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者                                                                            |
|                | 内容  | 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。                       |
| 就労選択支援         | 対象者 | 就労系障害福祉サービスを利用する意向のある障がい者を対象とし、就労アセスメントの手法を活用した支援を希望する障がい者                                                        |
|                | 内容  | 本人の就労能力や適性、配慮事項等を整理し、本人の希望に応じて能力等に合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行います。<br>※本制度の詳細は検討段階です。国では施行期日案を令和7年10月としています。 |
| 就労移行支援         | 対象者 | 就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者                                                                    |
|                | 内容  | 一般企業等への就労を希望する人に、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。                                    |
| 就労継続支援<br>(A型) | 対象者 | 企業等に就労することが困難な障がい者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者                                                                   |
|                | 内容  | 一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約あり)                                 |

| サービス名          | 概要  |                                                                                                       |
|----------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労継続支援<br>(B型) | 対象者 | 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者等であって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される者                |
|                | 内容  | 通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。(雇用契約なし)                           |
| 就労定着支援         | 対象者 | 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者                                               |
|                | 内容  | 一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。                   |
| 療養介護           | 対象者 | 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で特定の条件に該当する者                                                        |
|                | 内容  | 病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。 |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 対象者 | 障害支援区分が区分1以上の障がい者、障がい児等に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童                                   |
|                | 内容  | 介助者の病気等の理由により介護ができない場合や家族の休養のために、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。            |
| 短期入所<br>(医療型)  | 対象者 | 遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者                                 |
|                | 内容  | 介助者の病気等の理由により介護ができない場合や家族の休養のために、障がい者に病院等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介助を行います。                         |

②サービスの見込量と確保策

| 種類             | 単位   | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|----------------|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活介護           | 時間/月 | 1,490 | 1,498 | 1,599 | 1,743    | 1,890 | 2,226 |
|                | 人/月  | 73    | 72    | 76    | 83       | 90    | 106   |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 時間/月 | 0     | 13    | 0     | 13       | 13    | 13    |
|                | 人/月  | 0     | 1     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 時間/月 | 62    | 84    | 40    | 120      | 100   | 100   |
|                | 人/月  | 3     | 4     | 2     | 6        | 5     | 5     |
| 就労選択支援         | 人/月  | -     | -     | -     | -        | 1     | 1     |
| 就労移行支援         | 時間/月 | 23    | 23    | 15    | 28       | 31    | 34    |
|                | 人/月  | 1     | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |
| 就労継続支援<br>(A型) | 時間/月 | 140   | 264   | 310   | 323      | 380   | 456   |
|                | 人/月  | 11    | 13    | 14    | 17       | 20    | 24    |
| 就労継続支援<br>(B型) | 時間/月 | 1,200 | 1,297 | 1,217 | 1,501    | 1,748 | 2,014 |
|                | 人/月  | 66    | 70    | 66    | 79       | 92    | 106   |
| 就労定着支援         | 人/月  | 2     | 1     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 療養介護           | 人/月  | 17    | 17    | 18    | 18       | 18    | 18    |
| 短期入所<br>(福祉型)  | 人日/月 | 51    | 20    | 40    | 54       | 63    | 72    |
|                | 人/月  | 4     | 2     | 7     | 6        | 7     | 8     |
| 短期入所<br>(医療型)  | 人日/月 | 0     | 0     | 0     | 6        | 6     | 6     |
|                | 人/月  | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### (3) 居住系サービス

#### ①サービスの概要

| サービス名  | 概要  |                                                                                     |
|--------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立生活援助 | 対象者 | 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者                                             |
|        | 内容  | 一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言で、医療機関等との連絡調整等を行います。                       |
| 共同生活援助 | 対象者 | 障がい者(身体障がいのある人にあつては、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずる物を利用したことがある人に限る。)     |
|        | 内容  | 自宅での家事や入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。                                          |
| 施設入所支援 | 対象者 | 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の者(50歳以上の場合は区分3以上)、自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な者 |
|        | 内容  | 常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。  |

#### ②サービスの見込量と確保策

| 種類                  | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|---------------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                     |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自立生活援助              | 人/月 | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 共同生活援助              | 人/月 | 64    | 63    | 66    | 68       | 69    | 70    |
| 共同生活援助利用者数のうち重度障がい者 | 人/月 | -     | -     | -     | 5        | 5     | 5     |
| うち強度行動障害を有する者       | 人/月 | -     | -     | -     | 4        | 4     | 4     |
| うち高次脳機能障害を有する者      | 人/月 | -     | -     | -     | 0        | 0     | 0     |
| うち医療的ケアを必要とする者      | 人/月 | -     | -     | -     | 1        | 1     | 1     |
| 施設入所支援              | 人/月 | 54    | 53    | 51    | 51       | 50    | 50    |

※令和5年度は8月31日時点の数値

## (4) 相談支援事業

### ①サービスの概要

| サービス名  |     | 概要                                                                                                                                               |
|--------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 対象者 | 障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する全ての障がい者<br>障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者                                                                          |
|        | 内容  | 障害福祉サービスの利用申請をするとき、障がい者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用意向や地域相談支援の利用意向等を勘案して、サービス等利用計画案を作成します。また、障害福祉サービスの支給決定を受けた障がい者が、適切な利用ができるよう定期的な利用状況の検証を行います。 |
| 地域移行支援 | 対象者 | 障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者<br>精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障がい者                                                                     |
|        | 内容  | 施設入所者や精神科病院等に入院している精神障がい者について、住居の確保や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。                                                                            |
| 地域定着支援 | 対象者 | 居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者                                                                                                     |
|        | 内容  | 居宅における単身者や、同居している家族による支援を受けられない人について、常時の連絡体制を確保し、緊急時には相談や訪問、対応等を行います。                                                                            |

### ②サービスの見込み量と確保策

| 種類     | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|--------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|        |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 人/月 | 41    | 43    | 47    | 50       | 54    | 58    |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値



## 2. 障害児通所支援等の見込み(障害児福祉計画)

### (1) 障害児通所支援

#### ①サービスの概要

| サービス名           | 概要  |                                                                                  |
|-----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援          | 対象者 | 未就学の障がい児                                                                         |
|                 | 内容  | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。                                       |
| 医療型<br>児童発達支援   | 対象者 | 重度の肢体不自由者や知的・精神障害により行動上著しい困難を有する障がいのある者であって常時介護が必要な児                             |
|                 | 内容  | 医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。                                              |
| 放課後等<br>デイサービス  | 対象者 | 就学中の障がい児                                                                         |
|                 | 内容  | 放課後や夏休み等の長期休暇中に、児童発達支援センターに通い、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、社会との交流の促進等を支援します。            |
| 保育所等<br>訪問支援    | 対象者 | 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を行う施設に通う障がいのある児童で、その施設を訪問しての専門的支援が必要と認められた児童 |
|                 | 内容  | 通い先の施設等を訪問し、障がいのある児童及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。            |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 対象者 | 重症心身障がい児で、外出が困難な児童                                                               |
|                 | 内容  | 障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。                                 |

## ②サービスの見込量と確保策

| 種類             | 単位   | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|----------------|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 児童発達支援         | 人日/月 | 9     | 20    | 20    | 35       | 50    | 70    |
|                | 人/月  | 2     | 4     | 4     | 7        | 10    | 14    |
| 医療型児童発達支援      | 人日/月 | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
|                | 人/月  | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
| 放課後等<br>デイサービス | 人日/月 | 219   | 229   | 247   | 300      | 348   | 384   |
|                | 人/月  | 21    | 24    | 22    | 25       | 29    | 32    |
| 保育所等訪問支援       | 人日/月 | 0     | 0     | 7     | 14       | 18    | 22    |
|                | 人/月  | 0     | 0     | 5     | 7        | 9     | 11    |
| 居宅訪問型児童発達支援    | 人日/月 | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |
|                | 人/月  | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

## (2) 障害児相談支援

### ①サービスの概要

| サービス名       | 概要  |                                                                                                                     |
|-------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児相談<br>支援 | 対象者 | 障害児通所支援等を希望する児童                                                                                                     |
|             | 内容  | 障がいのある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。 |

### ②サービスの見込量と確保策

| 種類                                | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|-----------------------------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                                   |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害児相談支援                           | 人/月 | 6     | 8     | 18    | 20       | 22    | 24    |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 人   | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### 3. 地域生活支援事業

- 地域生活支援事業は、障がい者、障がい児等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じた事業を実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず、すべての人が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。
- 地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。
- 本町が実施する地域生活支援事業は、以下の通りです。

<本町における地域生活支援事業(全体)>

| 名称   | 実施事業                         |
|------|------------------------------|
| 必須事業 | (1)理解促進研修・啓発事業               |
|      | (2)自発的活動支援事業                 |
|      | (3)成年後見制度利用支援事業              |
|      | (4)成年後見制度法人後見支援事業            |
|      | (5)日常生活用具給付事業                |
|      | (6)意思疎通支援事業                  |
|      | (7)移動支援事業                    |
|      | (8)地域活動支援センター事業              |
| 任意事業 | (1)日中一時支援事業                  |
|      | (2)訪問入浴サービス事業                |
|      | (3)自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業 |

## (1) 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

- 障がいのある人が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる社会的障壁をなくすため、地域住民を対象とした障害に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行うものです。
- 広報紙等の多様な広報・情報媒体を活用するとともに、講演会やイベントの開催、サービス事業所における交流事業等を実施することにより、障がいのある人への理解を深め、共生社会の実現を図ります。

| 種類          | 実施の有無 | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|-------------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|             |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 有無    | 有     | 有     | 有     | 有        | 有     | 有     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ②自発的活動支援事業

- 自発的活動支援事業は、障がいのある人やその家族等による交流活動やボランティア等の社会活動、障がいのある人も含めた地域における災害対策活動や日常的な見守り活動、これらの活動に関わるボランティアの養成等、地域において自発的に行われる活動を支援するものです。
- 障がいのある人や家族・支援者が組織する団体・グループの育成・活性化を図ります。また、障がいのある人が地域において安心して暮らせるよう、地域福祉活動や防災面での取り組み等と連携し、住民による自発的な活動を促進します。

| 種類        | 実施の有無 | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|           |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自発的活動支援事業 | 有無    | 有     | 有     | 有     | 有        | 有     | 有     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ③成年後見制度利用支援事業

○成年後見制度は、知的障害や精神障害があり判断能力が不十分な人が、不利益を被らずに地域で安心して暮らせるように、本人に代わって成年後見人等が財産管理や福祉サービスの契約を行うもので、今後も引き続きこの制度の利用促進を図ります。

| 種類               | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|------------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                  |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度利用<br>支援事業 | 人/年 | 1     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ④成年後見制度法人後見支援事業

○成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適性に行うことができる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図るものです。今後は、障がいのある人を対象とした事業についても実施体制の整備を進めます。

| 種類                 | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|--------------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                    |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度法人<br>後見支援事業 | 人/年 | 1     | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ⑤日常生活用具給付事業

○重度障がい者を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めることが必要です。また、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。

| 種類          | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|-------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|             |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護・訓練支援用具   | 件/年 | 0     | 0     | 1     | 1        | 1     | 1     |
| 自立生活支援用具    | 件/年 | 4     | 4     | 1     | 4        | 4     | 4     |
| 在宅療養等支援用具   | 件/年 | 2     | 0     | 3     | 3        | 3     | 3     |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 4     | 2     | 1     | 3        | 3     | 3     |
| 排泄管理支援用具    | 件/年 | 362   | 394   | 118   | 380      | 380   | 380   |
| 居宅生活動作補助用具  | 件/年 | 1     | 1     | 3     | 3        | 3     | 3     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ⑥意思疎通支援事業

○聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳による支援等の事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

| 種類       | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|----------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|          |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 意思疎通支援事業 | 件/年 | 0     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

**⑦移動支援事業**

○屋外での移動が困難な障がいのある人を対象に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

○サービス提供体制の充実に向けて、今後とも事業者におけるヘルパーの確保、資質の向上を図ります。

| 種類     | 単位   | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|--------|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|        |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 移動支援事業 | 時間/年 | 585   | 839   | 629   | 650      | 650   | 650   |
|        | 人/年  | 4     | 3     | 6     | 6        | 6     | 6     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

**⑧地域活動支援センター事業**

○障がいのある人を受け入れ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等、地域の実情に応じた便宜を図り、障がいのある人の地域での生活を支援します。

| 種類           | 単位   | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|--------------|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|              |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 実施箇所 | 2     | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |
|              | 人/年  | 20    | 5     | 6     | 10       | 10    | 10    |

※令和5年度は8月31日時点の数値

## (2) 任意事業

### ①日中一時支援事業

○障がい者及び障がい児等を通じた一時預かり事業として、日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的にケアしている家族の一時的な休息を確保します。

| 種類       | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|----------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|          |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 日中一時支援事業 | 人/年 | 0     | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ②訪問入浴サービス事業

○自宅での入浴が困難な障がい者及び障がい児等に対して、居宅における訪問入浴サービスを行うことにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

| 種類         | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|            |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問入浴サービス事業 | 人/年 | 1     | 1     | 1     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値

### ③自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

○自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

| 種類                        | 単位  | 第6期   |       |       | 第7期(見込量) |       |       |
|---------------------------|-----|-------|-------|-------|----------|-------|-------|
|                           |     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度    | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業 | 人/年 | 1     | 0     | 0     | 1        | 1     | 1     |

※令和5年度は8月31日時点の数値



## 第3章 計画の推進に向けて

### 1. 計画推進のために

#### (1) 障がい者及び障がい児等のニーズ把握・反映

- 障害の重複化や障害福祉制度の狭間にある人、難病患者やひきこもり等への支援拡大の検討等、対象を広げた多様な障がい者及び障がい児等ニーズに柔軟に対応する切れ目のない障害福祉施策の推進が求められています。
- 出来る限り、身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障害の特性や、ニーズに応じたサービス提供体制の充実を図る等の自立生活を支援する仕組みづくりが必要です。
- 仕組みづくり推進のためにも、施策の内容や提供方法等について、上益城圏域自立支援協議会等を活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

#### (2) 地域社会の理解促進

- 発達障がい者や高次脳機能障がい者、並びに難病患者については、見た目には障害があることがわかりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり、学校、職場や地域で困難を抱えたりすることがあります。
- 障がいのある人もない人も、共に暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。
- 社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

#### (3) 障がい者及び障がい児等の地域参加の促進

- 障がいのある人もない人も、共に暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。地域行事や各種イベントに、障がい者及び障がい児等が積極的に参加していけるよう、環境づくりを進めていく必要があります。
- 地域参加を支援していけるよう、地域福祉活動(障害を正しく認識するための普及啓発等)を促進します。

#### (4) 医療的ケアをはじめとする障害特性を理解した人材の育成・確保

- 多様な障害特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められています。
- それぞれの地域で、適切な医療的ケア等の支援を、誰もが施設と在宅の区別なく安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や、質の向上に向けた研修を実施する等により、福祉人材の育成・確保を図ります。

### (5) 庁内関係機関との連携

○障がい者及び障がい児等に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、福祉課が中心となり、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

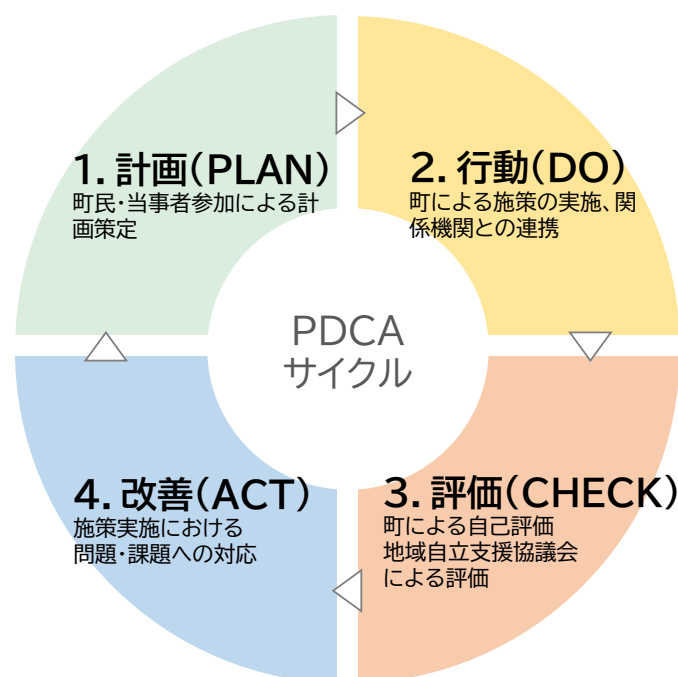
### (6) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

- 計画の実施にあたっては、国や県の機関、また、障がい者及び障がい児等や障害者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、ハローワーク、特別支援学校等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣自治体とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。
- 障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関等の関係者で構成する上益城圏域自立支援協議会により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の具体化に向けた協議等を行います。

## 2. 計画の進行管理・評価

- 関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗を把握し、定期的に評価を行います。
- 山都町保健福祉総合計画策定委員会を中心に計画策定年度において進捗状況の確認を行うとともに、地域における相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題の明確化を図ります。

図表24:計画の進行管理イメージ



---

## 第4部 資料編

---

## 1. 山都町保健福祉総合計画策定委員名簿

| 役職  | 氏名     | 所属                    |
|-----|--------|-----------------------|
| 委員長 | 今吉 光弘  | 熊本学園大学社会福祉部 非常勤講師     |
| 委員  | 吉川 美加  | 山都町議会 厚生常任委員会 委員長     |
| 委員  | 山下 淳子  | 山都町学校保健委員会 会長 (矢部小学校) |
| 委員  | 山下 太郎  | 山都町包括医療センター そよう病院 院長  |
| 委員  | 滝口 美智子 | 山都町民生委員児童委員協議会 会長     |
| 委員  | 坂本 けい子 | 山都町民生委員児童委員協議会 主任児童委員 |
| 委員  | 西岡 かずえ | 30地区福祉会 代表            |
| 委員  | 飯星 節子  | 山都町社会福祉協議会 事務局長       |
| 委員  | 高松 東二郎 | 山都町身体障害者会 会長          |
| 委員  | 緒方 省吾  | 山都町障がい者家族会            |

## 2. 用語集

### ◆あ行

#### ICT(information and communication technology)

情報通信技術のことであり、IT とほぼ同義。情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。

#### ※IOT(Internet of Things)

あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称。

#### アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

#### 一般就労

障がい者が、一般企業等で労働契約を結んで就業、在宅就労、または自ら起業すること。これに対し、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結ばず、就労継続支援(B型)等で福祉の一環として就労の機会を提供することを福祉的就労という。

#### 移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。障害福祉サービス等においては、訪問系サービスの居宅介護における外出時の支援、同行援護、地域生活支援事業の移動支援事業等がある。

#### 医療的ケア児

呼吸のために気管切開をして機器を装着していたり、経管栄養を行ったりしている等、日常的に医療ケアを必要とする子どものこと。

#### インクルーシブ教育

障害の有無によって学ぶ場所が分けられるのではなく、一人ひとりそれぞれの子どもの能力や困りごとが考慮された、すべての子どものための教育。

#### インクルージョン

障害があるから特別支援学校を卒業したら社会福祉施設に入所、通所するのではなく、提供される支援が個別のニーズに応じているのかどうかやサービスが必要な人は誰でも利用できる資源として地域の中に存在していることが重要であるという考え方。

## ◆か行

### 上益城圏域自立支援協議会

上益城圏域の地域自立支援協議会。行政、サービス提供事業者、医療等の関連分野の関係者等から構成され、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす。

### 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする機関。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

### 共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

### 強度行動障害

噛みつき、頭突き等の直接的な他害や、睡眠の乱れや同一性の保持等の間接的な他害、自傷行為等が、通常考えられない頻度と形式で出現している状態。

### 筋萎縮性側索硬化症(ALS)

指定難病の一種で、筋肉を動かす、運動を行うための神経(運動ニューロン)に障害が生じ、手足の、舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉が萎縮し筋力低下をきたす病気。筋萎縮は徐々に全身に広がり、歩行困難、言語障害、嚥下障害、呼吸障害に及ぶ。

### グループホーム

日常生活に介助等の支援が必要な障がいのある人が、入浴・排せつ・食事等の介助を受けながら、あるいは、日常生活上の援助が必要な障がいのある人が、共同生活する住居のこと。

### ケアマネジメント

主に介護等の福祉分野で福祉や医療等のサービスと、それを必要とする人をつなぐ手法のこと。

### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者や高齢者等が権利を侵害されないことがないように、本人に代わって、援助者が代理としてサービスの利用手続き等のその権利の行使やニーズ獲得を行うこと。

## 高次脳機能障害

交通事故やスポーツ事故等による頭部外傷や脳血管障害等の疾病等によって脳に損傷を受け、後遺症として記憶障害、注意障害の認知障害が生じることにより、日常生活及び社会生活に制約が生じる障害。高次脳機能障がい者は、精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている。

## ◆さ行

### サービス等利用計画

障害福祉サービス・障害児通所支援を適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業所がサービス利用支援として作成する。

### 肢体不自由

身体障害の一つで、医学的には、発生原因がどうであるかは問わず、四肢(上肢・下肢)や体幹の機能に永続的な障害があるもの。

### 児童発達支援センター

地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への対応のため訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスとあわせて治療を行う「医療型」がある。

### 自閉スペクトラム症

国際的に広く用いられる「精神障害の診断と統計マニュアル」(アメリカ精神医学会)で分類される診断。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等を包含し、社会的コミュニケーションおよび相互関係における持続的障害、行動、興味、または活動の限定された反復的な様式が2つ以上あること等の条件により診断される。

### 重症心身障害

重度の身体障害(肢体不自由)と重度の知的障害が重複している状態。その状態にある者を重症心身障がい者(児)という。

### 障害支援区分

障害の程度(重さ)ではなく、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。身体介護や日常生活における支援の状況、行動障害の状況等80項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、審査会において審査判定される。障害福祉サービスの必要性を明らかにするために用いられ、市区町村は、介護給付

の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、判定を行う。「区分1」から「区分6」の6区分が定められている。

### **障がい者虐待**

家族を含む養護者による障がい者への虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者への虐待及び使用者による障がい者への虐待をいう。虐待行為を防止することが、障がい者の自立や社会参加にとって極めて重要であることから、平成23年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定された。この法律で定義されている虐待として、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④保護の放置(ネグレクト)、⑤経済的虐待がある。

### **障がい者雇用率**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合(「法定雇用率」ともいう)。平成30年4月1日からは、民間企業では2.2%、国・地方公共団体・特殊法人では2.5%、都道府県等の教育委員会では2.4%と定められている。障がい者雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付が義務づけられ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

### **障害者支援施設**

施設に入所する障がい者に対し、入浴や排泄、食事等の介護、また、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援(施設入所支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援等)を行う施設。

### **障害者就業・生活支援センター**

障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言等を行う。

### **障害者の権利に関する条約**

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。平成18年12月、第61回国際連合総会において採択され、日本は平成19年9月に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障等、社会のあらゆる分野において、障害を理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。



## **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)**

従来の障害者自立支援法にかわる法律として平成25年4月に施行。障害福祉サービスの提供、市町村障害福祉計画の策定、障害福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に難病患者等を含むこと等を定めている。

### **情報バリアフリー**

障がいのある方や高齢の方でも支障なく情報通信を利用できること。

### **身体障害**

身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の五つに分類されている。

### **身体障害者手帳**

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると証明するもので、本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付され、手帳所持者は各種のサービスを受けられる。手帳の等級には、障害の程度により1級から7級がある。

### **精神障害**

統合失調症、気分障害(うつ病等)等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態。

### **精神障害者保健福祉手帳**

一定の精神障害の状態にあることを証明するもので、手帳所持者に対し、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るための様々な支援策が講じられている。手帳の有効期間は2年で、等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級がある。

### **成年後見制度**

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、介護等のサービスの契約や財産管理等を本人の代理として行う等、その判断力を補い法律的に支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

### **相談支援専門員**

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援等、障がいのある人の全般的な相談支援を行う。

## ◆た行

### 地域活動支援センター

障害者総合支援法によって定められた働くことが困難な障がいのある人の日中の活動をサポートする福祉施設で、その目的によって、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。

- ・Ⅰ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業を指す。
- ・Ⅱ型は、入浴や食事の提供、機能訓練、介護方法の指導、リクレーション等を行う事業を指す。
- ・Ⅲ型は、旧小規模作業所を指す。

### 地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置する協議会。障害者相談支援事業や地域の障害福祉に関するシステムづくり、関係機関との協議・検討及び障害福祉計画の推進等を町と連携を図り実施する。

### 地域障害者職業センター

公共職業安定所との密接な連携のもと、障がい者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。全国47都道府県に設置されており、熊本県では熊本市に熊本障害者職業センターとして設置し、障がい者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施している。

### 知的障害

知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

### 特別支援学級

心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服することを目的として設置される学級。学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に設置することができる。

### 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校。

## ◆な行

### 難病患者

障害者総合福祉法の対象となる疾病に罹られている人が対象となり、原因不明で、治療方法が確立されておらず、後遺症を残す恐れが少ない。また、長期にわたる療養で経済的な問題のみならず介助等に著しく人手を要するため家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病。

### 日常生活用具

障がい者等の日常生活の便宜を図るための用具。地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業では、特殊寝台、入浴補助用具、スローマ装具等の6種目で、障がい者等が安全かつ容易に使用できるもの等の要件を満たす用具の給付または貸与を行っている。

### ノーマライゼーション

障がい者の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然という考え方。

## ◆は行

### 発達障害

発達障害者支援法上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。発達障がい者は、精神障がい者に含まれるものとして、障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている。

### バリアフリー

障がい者や高齢者が社会に参加する上で障壁(バリア)となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置したりする等といったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

### ピアサポート

障がい者やがん患者、アルコール依存等同じような悩みを持つ人たち同士で支えあう活動のこと。

### ペアレントトレーニング

発達障がい等のある子どもを育てる保護者や養育者を対象とする、子どもとのかかわり方を学ぶプログラム。子どもの行動理解や子どもへの肯定的な働きかけ方を学ぶことで、子どもの発達促進や行動改善、保護者の心理的なストレスの改善を目指す。

## ペアレントメンター

現在発達障がいのある子どもを育てている保護者に対して、自らも発達障がいのある子どもを育てた経験があり、その経験を活かして相談や助言を行う者。日本では、各都道府県等で実施している養成研修を受講した者がペアレントメンターとして活動している。

## ◆や行

### 要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話し手の話す内容を要約し筆記し、文字として伝えること。要約筆記を行う者を要約筆記者といい、各都道府県等で養成プログラムが行われている。

### ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。「できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインにすること」が基本コンセプトであることから、デザイン対象を障がいのある人に限定していない点が、一般に言われる「バリアフリー」とは異なる。

## ◆ら行

### ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期等の生涯のそれぞれの段階。

### リハビリテーション

人権の視点に立って障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

### 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された者に交付される手帳。手帳所持者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。療育手帳制度は、各都道府県(政令指定都市を含む)において判定基準等の運営方法を定めて実施されている。



山都町  
第4期障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行 熊本県山都町 福祉課  
〒 861-3592  
熊本県上益城郡山都町浜町6番地  
TEL 0967-72-1229  
FAX 0967-72-1066



